

独立行政法人国立健康・栄養研究所暫定評価シート

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25		
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1. 研究に関する事項</p> <p>(1)国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項</p> <p>研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省及び地方自治体等における健康づくり施策に必要な科学的知見を集積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行う。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1)国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省及び地方自治体等における健康づくり施策に必要な科学的知見を集積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行う。</p>	<p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p> <p>運動・身体活動や適切な食事による生活習慣病の一次予防、身体活動や食事といった環境因子と遺伝的因子の相互作用の解明、並びに運動と食事とによるテーラーメイド予防法に関して、ヒトを対象とした試験、動物や細胞等を用いた実験を行う。特に、安全で効果的かつ実効性のある一次予防策開発に資する調査及び研究に特化・重点化する。</p> <p>a 運動・身体活動や適切な食事による生活習慣病予防、運動と食事指導の併用効果等について、実験的、疫学的、文献的な調査及び研究を行う。これにより食事摂取基準、運動基準等を策定するための科学的根拠を提示する。</p>	<p>(大規模介入研究・運動コホート研究)</p> <p>【23年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動基準2006で示された身体活動量、運動量、体力の基準の妥当性について検討するための、大規模無作為割り付け介入研究を実施した。平成24年3月末日現在1,051名の登録・割付が完了した。 <p>【24年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模無作為割り付け介入研究を継続実施し、23メッツ・時/週の身体活動の実施により、腰痛有訴率が低下することを明らかにした。(平成24年9月30日時点で約1071名の割り付けが終了) <p>【25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模前向き研究において、介入・観察を継続している。ベースラインデータの横断的分析により、サルコペニアの診断指標である四肢筋量指数の代替指標として下腿最大周囲長を用いることが可能なこと、動脈粘性が加齢により増加すること、身体活動基準と食事摂取基準をともに満たす者は両方満たさない者だけでなく、どちらかを満たす者よりも腹囲などが良好であることなどを明らかにした。また、縦断的分析により、23メッツ・時/週の身体活動の実施による腰痛有訴やメタボリックシンドローム発症群の関係を検討した。 東京ガスコホートを中心とした身体活動疫学研究により、健康づくりのための運動基準2013における全身持久力の基準値と2型糖尿病罹患との関係、全身持久力と飲酒習慣の全がん死亡への相互作用、全身持久力とBMIの全がん死亡への相互作用、青壮年期の体重増加と生活習慣病罹患との関係などを前向きに検討した。 人間ドック受診者を対象とした大規模コホート研究のベースライン測定を終了、4454名を登録し、有訴や疾患発症などをエンドポイントとした観察を開始した。 	<p>A 4.25</p>	<p>A 4.25</p>	<p>A 4.00</p>	<p>A 4.16</p>

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25		
		<p>(身体活動基準) 【23年度実績】 健康づくりのための運動基準2006、エクササイズガイド2006改定に資するための文献的研究を実施し、高齢者の自立度低下や認知機能低下を予防しうる身体活動量などを含め、171本の該当論文を精読し、メタ解析を実施し、基準策定のためのエビデンスを整理した。</p> <p>【24年度実績】 運動基準、エクササイズガイドの改定に資するために、文献的研究を実施し、厚生労働省の「運動基準・運動指針改定のための検討会」でその成果が活用され、「健康づくりのための身体活動基準・指針2013」の策定に寄与した。</p> <p>(食事摂取基準) 【23年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食事摂取基準策定に参考にされた文献のデータベースを構築し、11月に策定スタッフ向けデータベースを公開した。 疫学研究の分析結果から、「特定保健指導」における標準的質問票における身体活動・運動評価のための3つの質問と3次元活動量計による身体活動量との間に関連があることを明らかにし、3つの質問の妥当性を検討した。 食事摂取基準における推定エネルギー必要量の改定に資するため、二重標識水法を用いて、1日当たりの身体活動レベルおよび総エネルギー消費量のデータを蓄積し、そのデータを分析した結果、職業や移動手段・運動習慣で身体活動レベルが推定できることが示唆された。 <p>【24年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「健診・保健指導のあり方に関する検討会」において、「標準的な健診・保健指導プログラム」の改定に寄与した。 食事摂取基準における50歳以上の基礎代謝基準値により求めた基礎代謝量は、60歳以上の高齢者249名(平均75歳)において、1日あたり平均170kcalの過大評価をしていることが明らかになった。また身体活動レベルの平均値は、自立高齢者で1.72、通所施設利用者で1.61、歩行可能な施設入所者で1.43であり、自立度により差がみられた。また、3～5歳の健常児(13名)および低身長児(22名)における総エネルギー消費量のデータを収集した。 次期(2015年版)の「日本人の食事摂取基準」改定に向け、諸外国のレビューシステム調査を行い、策定の標準化案を作成した。平成23年度に公開したエビデンスデータベースを改良し、取り扱う参考文献の掲載率を3.9%(平成23年11月)から99.3%(平成24年10月)に増加させた。さらに、「日本人の食事摂取基準2010年版」のエビデンスの体系的レビューを行い、不足部分を同定したところ、日本人を対象とした研究が根拠として使われているのが、推定平均必要量の算定されている栄養素の約30%しかないことが明らかとなった。耐容上限量に関しては、1980年代の論文1報で基準値を策定している栄養素が5種類存在した。ライフステージ別では、特に高齢者の基準値を策定するエビデンスが国内外とも不足していることが明らかとなった。 <p>【25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生省からの依頼により、食事摂取基準値策定の根拠となる日本人の参照体位(身長および体重)を決定するため、国民健康・栄養調査の複数年プールデータを用いて種々のパターンでの基準体位(案)を算出した。また、同様に、目安量(AI)および目標量(DG)策定の根拠を決定するため、エネルギーおよび各栄養素の摂取量についても、国民健康・栄養調査の複数年プールデータを用いて種々のパターンでの摂取量根拠(案)を算出した。さらに、目標とするBMIを設定するための根拠として、種々のパターンでのBMI分布について解析した。これらデータが食事摂取基準2015年版策定の根拠として用いられている。また、日本人の食事摂取基準改定に資する研究として、1) n-6系脂肪酸および炭水化物の目標量については、2015年版で策定根拠を明示する(再レビュー)必要があること、2)目安量(AI)策定に使われている現行方法(国民健康・栄養調査の2年間プールデータを用いた中央値)が妥当であること、3)日本人のヨウ素摂取量は耐容上限量を超えている者が一定割合で存在する事を明らかにした。 合理的かつ科学的信頼性の高いレビュー実施に向け、諸外国のレビューシステムを調査し、1)策定を標準化するためのレビューシステム素案、2)エビデンスフォーム素案等を作成し、策定関連会議に提出した。 					

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25		
		<p>(二重標識水法・ヒューマンカロリメーター)</p> <p>【23年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動量計を用いた分析により、小学生において、歩・走行以外の生活活動の時間には差がみられず、歩・走行活動時間に男女差がみられた。また、日常生活における連続的な不活動と食欲に関連がみられたため、身体活動の連続性が脂質酸化量や食欲に与える影響について、ヒューマンカロリメーターを用いて研究を進めている。これらにより、身体活動がエネルギーバランスに与える影響を検討した。 人間ドック受診者を対象とした大規模コホート研究を継続し、約3,800名のコホート参加者を得た。食事・身体活動・食行動意識、心理的要因・遺伝的要因等と生活習慣病発症との関連性について明らかにした。 <p>【24年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動量計などを用いて、性別・年代・仕事・都市階級による身体活動の違いを明らかとした。また、連続的な身体活動と断続的な身体活動が脂質利用量に対して及ぼす影響を、ヒューマンカロリメーターを用いて比較したところ、断続的な身体活動の方が脂質利用が多いという結果が得られた。 人間ドック受診者を対象とした大規模コホート研究を継続し、食事、身体活動・運動、睡眠などが糖尿病の発症や腰痛の有訴と関連することが示された。 <p>【25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人工呼吸器導入前のALS患者30名について1日のエネルギー消費量を二重標識水法を用いて測定したところ、健康人に比べてエネルギー代謝が亢進していた。また、ほぼ自立した生活を送っている高齢者において、二重標識水法による総エネルギー消費量・身体活動レベル、およびIAAO法によるたんぱく質必要量のデータを収集するための調査を昨年度から今年度までにそれぞれ55名、25名の測定を実施した。現時点では、高齢者でも、従来考えられていた値より高めの身体活動レベルが得られている。また、3～6歳の幼児においても、二重標識水法による総エネルギー消費量の測定を実施した。 ヒューマンカロリメーターを用いて、3種類の朝食の栄養素組成によって1日の基質利用が異なるか検討し(2泊の入室×3回×10人)、朝食の栄養素組成が1日の基質利用と関連するという結果が得られた。 					
	<p>b ヒトを対象として、遺伝因子と各栄養素摂取量、身体活動量、エネルギー代謝等との関係を明らかにし、生活習慣病発症の遺伝、環境リスクの相互作用を解明する。</p>	<p>(糖尿病遺伝子解析)</p> <p>【23年度実績】</p> <p>Imputation法により直接ジェノタイピングしたSNPと1000ゲノムプロジェクトでジェノタイピングしたSNPを解析したところ、新たに2型糖尿病感受性遺伝子を同定できる可能性が示唆された。</p> <p>【24年度実績】</p> <p>Imputation法により直接ジェノタイピングしたSNPと1000ゲノムプロジェクトでジェノタイピングしたSNPをゲノムワイドに解析したところ、計4か所に2型糖尿病と関連する領域を見出した。さらに染色体10番の領域に低頻度でオッズ比が2倍の2型糖尿病と関連する多型を見出した。</p> <p>【25年度実績】</p> <p>1000ゲノムプロジェクトとImputation法を用いて全ゲノム関連解析を行ったところ、新規の2型糖尿病感受性遺伝子としてMIR129-LEP、GPSM1、SLC16A13遺伝子を同定した。さらにこの遺伝子はヨーロッパでは2型糖尿病との関連を認めず、東アジア民族に特有の2型糖尿病感受性遺伝子であることを明らかにした。</p> <p>(肥満プロジェクト遺伝子解析)</p> <p>【23年度実績】</p> <p>大規模無作為割り付け介入研究コホートにおいて、GWASを用いた分析により、身体活動量の個人差に関連する遺伝子多型の候補を抽出した。また、人間ドック受診者を対象としたコホートで、肥満や糖尿病関連遺伝子多型について、生活習慣病発症への寄与および食事や運動習慣との交互作用について検討した。</p> <p>【24年度実績】</p> <p>大規模無作為割り付け介入研究コホートにおいて、候補遺伝子アプローチを用いて、生活習慣病等のリスクに及ぼす身体活動・体力と遺伝の相互作用について検討した。</p> <p>【25年度実績】</p> <p>大規模無作為割り付け介入研究コホートにおいて、506名のGWASとインピーューテーションを用いた分析により、身体活動量の個人差に関連する遺伝子多型の候補を抽出した。また、人間ドック受診者を対象としたコホートで、肥満や糖尿病関連遺伝子多型について、肥満や食事習慣との関係について検討した。</p>					

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25		
		<p>(糖尿病分子機構研究)</p> <p>【23年度実績】 肥満ではなぜ糖新生が亢進し、かつ脂肪肝を呈するかについて明らかにするために、高脂肪食を負荷した肝臓特異的Irs1欠損マウスと肝臓特異的Irs2欠損マウスを用いて、糖代謝とインスリンシグナルの分子機構解明のための研究を企画した。</p> <p>【24年度実績】 高脂肪食を負荷した肝臓特異的IRS1欠損マウスと肝臓特異的IRS2欠損マウスを用いて解析した結果、肥満に伴う持続する高インスリン血症は、慢性的な肝臓のIRS2の発現を低下させ、高血糖を呈しさらにインスリン抵抗性が増悪する。一方IRS1の発現は変化しないため、それによりIRS1を介したインスリンシグナルはむしろ増強され脂肪肝を呈し、悪循環を形成し、2型糖尿病を発症すると考えられた。</p> <p>【25年度実績】 TCF7L2の機能を膵β細胞特異的に低下させたトランスジェニックマウスを解析したところ、このマウスでは発生、分化の段階から細胞増殖が低下し、膵β細胞量が減少し、インスリン分泌が低下していることが明らかとなった。</p> <p>(脂質代謝の実験研究)</p> <p>【23年度実績】 運動によって発現増加するのはこれまで知られていたアイソフォームPGC-1α-aではなく、新規アイソフォームPGC-1α-bとPGC-1α-cであり、その増加にβ2-AR刺激が大きく寄与している。運動反応性の高いPGC-1α-bを骨格筋だけに過剰発現させたPGC-1α-bマウスの運動継続能力が高いことを明らかにした。この機序として、ミトコンドリア生成、血管新生、脂肪酸輸送機能の増加が示唆された。骨格筋の機能を増加させることにより、運動能力が高まることが示された。 食後高脂血症(中性脂肪の高値)は冠動脈疾患の独立した危険因子であり、食後高脂血症の発症機序の解明と予防法の開発が求められている。食事性油脂投与後3時間で非常に強い高脂血症を示すマウス系統を見いだした。リポタンパク質の合成亢進とLPL活性低下が認められ、高脂血症のモデルマウスとなることが示された。</p> <p>【24年度実績】 マウス肝培養細胞を用いた研究から、肝臓におけるPPARγ2活性化による脂肪蓄積には、PPARγ2遺伝子上流の領域(約4kb)が関与していることがわかった。この部分はマウスの系統によっても違いがみられた。また、脂肪食摂取後に血中カイルミクロン濃度が増加するマウスに高脂肪食を長期投与すると、肥満になりやすいことが明らかになった。</p> <p>【25年度実績】 炭水化物過少、脂質過剰で生じる肥満、脂肪肝等について検討を行った。肥満マウスに対しては、初期において肥満改善効果がみられたが長期では効果はなく、脂肪肝増悪化など安全性に問題があった。一方、脂質過少食は同様の肥満改善効果があり脂肪肝も改善された。標準体重マウスでは、体重増加が抑制されたが脂肪肝を発症した。肥満マウス、標準体重マウスとも各組織において糖や脂質代謝に関わる遺伝子発現変化がみられた。</p>					
イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究	<p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究</p> <p>日本人の食生活の多様性を科学的に評価するための指標及び調査手法を開発し、それが健康に及ぼす影響について疫学的な調査及び研究を行う。また、それらに基づく食生活改善法の開発と施策への提言を行う。特に日本人の食事摂取基準等の科学的根拠となるデータの蓄積と「健康日本21」の評価及び次期「健康づくり運動」策定への応用を目指す。</p>		A 4.00	A 4.00	A 4.00	A 4.00	

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25		
	a 栄養に関する実践において最も基本的かつ重要な指針である「食事摂取基準」について、平成25年度に予定される改定作業開始に向け、系統的レビューを平成24年度まで重点的に行う。また、今後の改定に向けて、ヒトを対象とした疫学的研究及び基本的情報の収集等を継続的に行う。	<p>(食事基準策定に資する研究)</p> <p>【23年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 食事摂取基準の策定に資する基礎資料を得るために、栄養疫学研究および実験栄養学的研究を他機関と共同で実施した。 • 地域在住高齢者の高次生活機能低下に関わる生活習慣・栄養摂取の要因や、全般的な食事摂取状況を明らかにした。 • 妊産婦の栄養摂取状態と骨代謝に関する調査を開始した。 • 栄養摂取状態の適切なアセスメント法を開発するために、食事頻度調査法の妥当性などを検証した。 <p>【24年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 高齢者における二重標識水法の検討結果についてレビューを行い、これまでに、どのような対象特性をもった高齢者においてどのような身体活動レベルの値が得られてきたかを明らかにした。 • 食事摂取基準の策定において日本人で不足しているエビデンスを創出するため、国民健康・栄養調査プールデータを用いた再解析を実施した(2次利用承認済)。特に、超高齢化社会に対応するため、高齢者の性年齢別の栄養素摂取量および身体指標を解析し、高齢者においては男女ともに加齢に伴いエネルギーおよびたんぱく質等の栄養素の摂取量が減少すること、アルブミン値が低い者の割合が増えることが明らかとなった。 • 種々の食事評価法において食事摂取基準の値から摂取量の評価を行う上での課題として、ビタミンC等の一部のビタミン・ミネラルにおいて調査時期(季節)および調査日数が影響することが明らかとなった。 • 高齢者施設入所者(要介護1～5)119名において基礎代謝量を測定し、基礎代謝量の推定に「介護度」が独立な指標として寄与することが明らかとなった。 <p>【25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国民健康・栄養調査 複数年データプールを用い、「日本人の食事摂取基準(2015年版)」に用いる参照体位、目安量、目標とするBMIに使用するデータの集計、提出を行った。 • 日本人で不足している高齢者のエビデンスを創出するため、国民健康・栄養調査プールデータを用いた再解析を実施し、高齢者においては、男女ともに加齢に伴いエネルギーおよびたんぱく質等の栄養素の摂取量が減少すること、貧血の頻度は加齢とともに増加し、男性では魚介類・肉類の高摂取、女性では肉類の高摂取は貧血のリスクを低下させることと関連があることを明らかにした。 <p>(食事摂取基準の活用)</p> <p>【23年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「食事摂取基準」に資するために、2010年版策定時までの関係基礎資料をすべて収集・分類・解読し、データベースを構築し、昨年11月に策定スタッフ向けデータベースを公開した。 • 次期の「日本人の食事摂取基準」(2015年版)策定にむけて、食事摂取基準研究事務局を設置し、厚生労働省、各機関と連携し策定方針の検討を開始した。 • 「日本人の食事摂取基準」(2010年版)の普及・啓発のため、当研究所監修の「ポケット食事摂取基準」出版、研究成果発表会(参加者102名)の開催、各地方自治体などが主催する講習会への講師派遣、現場レベルでの活用支援を実施した。 <p>【24年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 世界へ向けた「日本人の食事摂取基準」(2010年版)の発信を目的として、英語版概要を作成し、HPにて公開した(4月)。 • 英語論文として公表(JNSV 誌)するため、研究事務局として企画・編集を担当し内容を取りまとめて投稿した。 • 食事摂取基準の活用状況及び活用上の課題を把握することを目的として、日本における活用状況を調査した。政府が策定する食事指針等のほとんどに食事摂取基準が活用されていたが、活用のタイムラグが生じていること、食事摂取基準のどの基準値を活用しているのか示されていない食事指針等が多いことが明らかとなり、現場での活用を妨げている要因の一つと考えられた。 • 東日本大震災の対応として作成した、「避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参照量」、食品構成、食品具体例活用状況について、一般国民向け資料を作成した。 <p>【25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 食事摂取基準の活用例として、東日本大震災後に発出した「避難所における栄養参照量」の認知率、活用率について被災3県の栄養士会会員を対象に調査した。避難所支援を行った者では約6割活用していた。 					

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25	
		<p>【23年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「健康日本21」の最終評価のため、国民健康・栄養調査データの経年変化を整理し、各指標における目標値の達成の有無を統計学的検定により明らかにした。また次期「健康づくり運動」の策定に向けて、個人の生活習慣の改善を環境面から支援するための施策に資することを目的として、平成22年国民健康・栄養調査の世帯別所得のデータから生活習慣等との関連について分析を行った。さらに国民生活基礎調査と国民健康・栄養調査のレコードリンケージを行うことにより、個人別の協力率について検討した。 国や地方自治体の要請や必要性に応じて、国民健康・栄養調査ならびに自治体が独自に実施する健康・栄養調査の機能強化やデータ活用に関する技術支援を行った。 <p>【24年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度国民健康・栄養調査では、10万枚を超える帳票処理に対応するため、QRコードを活用した調査票スキャン、調査票PDF管理システムを開発し、短期スタッフを集中的に雇用することで、475調査地区の調査票を整理、電子データ化を行った。栄養調査結果評価手法の標準化に取り組み、具体的には、集計結果が外れ値と判定された世帯員を含む世帯について、調査および入力に適切に行われたかの確認作業を行った。 国や地方自治体の要請や必要性に応じて、国民健康・栄養調査ならびに自治体が独自に実施する健康・栄養調査の機能強化やデータ活用に関する技術支援を行った。 <p>【25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康・栄養調査結果を用いて、若年層で総エネルギー摂取量の減少傾向が血液検査実施率の低下傾向と相関があること、年次推移の検討が困難となっていた穀類(米・加工品、小麦・加工品)について米・摂取量の摂取量が減少傾向にあること、アルコール摂取量が増加傾向にあること、腹囲の値が自己申告かどうかでBMI、腹囲に差がみられることを示すとともに、国民健康・栄養調査で現在使われている水銀血圧計から自動血圧計に移行した場合に考慮すべき事項を文献等により整理した。 日本人の健康・栄養状態をモニタリングする手法を確立するための基礎データを得る目的で、厚生労働省保険局から特定健診結果を集計表により提供を受け、身体計測値に関して国民健康・栄養調査の結果と比較検討を行った。また、生活習慣病による死亡等の将来予測を行うシミュレーションモデルについては、米国の同様のモデルを参考に、日本版のモデルを検討中である。これに関連して、産業大分類の死亡に関するシミュレーションモデルを作成し、2020年までの死亡数の変化について予測を行った。 				
ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究	<p>「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p> <p>「健康食品」に含まれる食品成分の有効性及び健康影響に関して、実社会における使用実態等を把握するとともに、ヒトに対する影響を評価する手法を開発する。その結果を幅広く公開し、「健康食品」に関わるリスクコミュニケーションに資するデータベースの更新及び充実に継続して行う。</p> <p>a 「健康食品」等の健康志向に基づく食品の使用実態等の情報を収集・把握し、食品表示並びに食品成分の健康影響に関する調査研究を実施する。</p> <p>また、「健康食品」摂取の安全性に関しては、動物実験及び細胞実験等による健康影響評価研究を実施し、これらに関する情報発信を行う。</p>	<p>(抗酸化能)</p> <p>【23年度実績】</p> <p>抗酸化物質大量摂取時の安全性評価として、ビタミンCの大量経口摂取が、運動時の有意な応答(抗酸化酵素の誘導等)を抑制するという先行研究結果をラットを用いて検証したところ、抑制は認められずビタミンCの大量摂取時の安全性を危惧する結果は示されなかった。</p> <p>【24年度実績】</p> <p>ビタミンCのサプリメントは、活性酸素を消去する目的で運動時に汎用されている。ところが、近年、ヒトまたはラットでビタミンCの大量摂取が運動による体力の増加や耐糖能の改善を妨げる可能性が報告され、議論となっている。昨年度に引き続き、ラットを用い先行研究の検証を行った。その結果、ビタミンCの大量摂取は、健常ラットでの運動トレーニングによる持久力増加を妨げず、また、2型糖尿病ラットでの運動トレーニングによる耐糖能改善を妨げることもなかった。大量摂取時のビタミンCの安全性について、現時点で国民に注意を喚起すべきと考えられる結果は得られなかった。</p> <p>【25年度実績】</p> <p>215品目の食品について、実測または文献調査によりORAC値(抗酸化能)のデータを収集した。</p>	A 3.62	A 4.00	A 4.00	A 3.87

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25		
		<p>(食品分析法の改良)</p> <p>【23年度実績】 微生物定量法の効率化を目的とした、ATCC 9080 凍結乾燥体の作成を行い、公定法と同等の評価が可能である事を明らかにした。また、炭水化物の評価において必要とされる食物繊維の分析方法について、新規分析方法の評価と他の機関との連携による室間共同試験の実施に関して協議を行った。</p> <p>【24年度実績】 微生物定量法が主たる分析法として設定されている栄養成分に対する効率的な分析法の開発として、凍結乾燥菌体を用いた48穴プレート法で、公定法と同等の結果が得られることが明らかとなった。</p> <p>【25年度実績】 カラムスイッチングHPLCを用いたビタミンD分析法は、実サンプルにおいてビタミンDのピーク分離に成功したが、添加・回収率に若干の問題があり、さらなる改良を加える必要がある。</p> <p>(栄養生理学)</p> <p>【23年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 初期のインスリン抵抗性の指標として注目されているビタミンA結合タンパク質(RBP4)の定量法を確立するために大腸菌を用いた大量調整を行ったところ、His-RBP4発現ベクターを用いることによりRBP4タンパク質を可溶化できることを明らかにした。 βカロテン-ビタミンA転換酵素の遺伝子発現様式を定量的RT-PCRによって観察したところ、ビタミンAによる発現誘導は認められなかった。 ビタミンDによる膜を介した情報伝達系にはビタミンD受容体は関与しない可能性を見出した。 ビタミンK2の補給摂取が、閉経後女性の骨質の評価指標を改善する可能性を明らかにした。 自然発症高血圧ラットにACE活性阻害作用による降圧剤と類似した作用機序のサーディンペプチドを単独あるいは併用摂取させたところ、降圧剤の血圧調節作用に影響はなかった。肝・腎機能指標値はほぼ正常の範囲内で推移し、顕著な病理組織学的な変化も認められなかった。 <p>【24年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大腸菌を用いてリコンビナントHis-RBP4タンパク質を大量に発現させ、効率よく精製する方法を確立した。 βカロテン-ビタミンA転換酵素遺伝子プロモーター上に、ビタミンA受容体であるRAR/RXRがビタミンA依存的に結合することを明らかにした。 細胞膜上にビタミンDの情報伝達に必要な分子が存在することを明らかにし、成果を公表した。 <p>【25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 力価の高いビタミンA結合タンパク質(RBP4)のin vitro大量調整法を確立するとともに、高い力価の抗RBP4抗体を作成し、血中RBP4測定系の構築をめざした。その結果、市販に比べて高い力価を持つ抗体は作成できなかった。RBP4遺伝子発現を制御する新規の転写因子であるPSMB1の核内移行による転写調節機構の一部を明らかにした。 カロテン-ビタミンA転換酵素(BCMO1)がレチノイン酸によって発現誘導されない分子メカニズムを解析した。BCMO1遺伝子プロモーターにはビタミンA受容体であるRAR/RXRがビタミンA依存的に結合するが、その結合が極めて弱いことが明らかとなった。 					

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25		
	<p>b 「健康食品」に関する正しい知識の普及と健康被害の未然防止並びに拡大防止を目的に、公正で科学的な健康食品の情報を継続的に収集・蓄積し、それらの情報を効果的に国民に提供する。また、「健康食品」の利用実態や有害事例に関連した調査研究を行う。</p>	<p>(健康食品) 【23年度実績】 ・「健康食品」に利用されている成分の論文情報を収集して、それらの健康影響評価を行った。 ・ダイエット関連ハーブとして多用されているコレウス・フォルスコリに肝臓薬物代謝酵素の誘導作用があること、その作用に対して素材の規格化に利用されているフォルスコリンはほとんど関与しないこと、抗凝血薬のワルファリンと相互作用を起こすことを動物実験で示した。 【24年度実績】 ・骨粗鬆症モデル動物における大豆イソフラボン代謝産物(エクオール)の健康影響評価を行い、生殖器官に作用することなく、骨髄細胞の炎症性サイトカイン、破骨細胞形成促進因子及び脂質代謝関連遺伝子の発現を抑制することが明らかになった。また、同モデル動物において、健康食品素材として利用されているレスベラトロールが、特定の肝臓薬物代謝酵素(CYP)の遺伝子発現を抑制することを明らかにした。 ・動物を用いた安全性の検討において、ダイエットハーブとして多用されているコレウス・フォルスコリ抽出物が、ヒトの健康食品からの摂取推定量で肝臓薬物代謝酵素(主にチトクロームP450、CYP)を誘導すること、そのCYPの誘導は小腸でも認められること、過剰摂取量では肝臓PPARγの発現亢進を介して脂肪肝を惹起することが明らかになった。また、「健康食品」素材による非アルコール性脂肪肝炎への影響を検討するに当たり、in vitro でスクリーニングを行ったところ、クルクミン、ルテオニン、βカロテンが肝細胞における抗炎症作用を示した。 【25年度実績】 ・閉経後骨粗鬆症モデル動物を用い、健康食品素材であるレスベラトロール(RS)と医薬品との相互作用を評価した。モデル動物では肝臓の薬物代謝酵素の遺伝子発現が亢進しており、RSと抗コレステロール薬であるスタチンは、特定の薬物代謝酵素の遺伝子発現を抑制した。両者は、肝臓の病理組織学的検査において大滴性脂肪滴を減少させたが、相互作用は認められなかった。 ・ミネラル酵母に含まれるミネラルの形態確認手法について検討を行い、セレンを対象とした検討では、陽イオン交換樹脂を用いることにより、無機セレンと有機セレンを分画可能であることが示唆された。 ・コレウス・フォルスコリ抽出物による薬物代謝酵素の誘導および脂肪肝誘発の原因物質の検索のため、分画を行った。また、クルクミンは薬物代謝酵素に影響を及ぼさないこと、レスベラトロールの長期摂取により、薬物代謝酵素を誘導する可能性が示唆された。 肝細胞を用いた検討により抗炎症作用を示した素材のなかで、クルクミンについて検討したところ、マウスを用いた検討により、クルクミンの摂取は抗炎症作用を示さず、さらには、肝毒性も示さなかったことから、吸収されていないことが示唆された。そこで、高吸収型クルクミンを用いて検討したところ、抗炎症作用が認められた。しかしながら、非アルコール性脂肪肝炎に対し抑制作用を示さなかった。</p> <p>【23年度実績】 ・『「健康食品」の安全性・有効性情報(hfnet)』サイトに関して、厚生労働省等と連携して、ニーズ把握及びデータ追加を行った。特に安全性・被害関連情報については積極的に情報収集して迅速な提供に努めた。作成した情報の内訳は、新規情報が約220件、更新・追記情報が約380であった。また、消費者に親しみやすいクイズ形式のコンテンツを作成・掲載した。登録会員への更新情報メールの配信(毎月)、健康食品に関するメールや電話での問い合わせ、新聞などの取材に適宜対応した。サイトへのアクセス数は8000件/日以上が維持できていた。前年度行った妊婦を対象とした調査結果から、必要と思われる情報提供のためのパンフレットを作成した。 ・(社)栄養士会と連携して運営している「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」サイトに適宜情報を追加した。作成した情報の内訳は、新規情報が約11件、更新・追加情報が約17件であった。サイト全体を見直し、リンク切れ等の修正、サイトの利用環境に関して適宜対応した。アクセス数は、約500件/日であった。</p>					

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25	
		<p>【24年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 『「健康食品」の安全性・有効性情報(hfnet)』サイトに関して、厚生労働省等と連携して、ニーズ把握及びデータ追加を行った。特に安全性・被害関連情報については積極的に情報収集して迅速な提供に努め、既に掲載した健康被害情報を解析してその特徴を分析した。本年度に作成した情報の内訳は、新規情報が265件、更新・追記情報が454件であり、情報が検索しやすい様に検索システムを追加した。登録会員への更新情報メールの配信(毎月)、健康食品に関するメールや電話での問い合わせ、新聞などの取材に適宜対応した。サイトへのアクセス数は14,000件/日以上であった。 (社)栄養士会と連携して運営している「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」サイトに適宜情報を追加した。作成した情報の内訳は、新規情報が5件、更新・追加情報が5件であった。サイト全体を見直し、リンク切れ等の修正、サイトの利用環境に関して適宜対応した。アクセス数は、約550件/日であった。 妊婦における葉酸サプリメントの利用実態アンケート調査をインターネットを介して行い、葉酸の適切な摂取時期、摂取量が正しく理解されていない実態を明らかにした。高齢者や病者に着目した健康食品の利用実態アンケート調査を紙媒体で実施した(対象者は4930人、回答者2952人、回収率59.9%)。また、厚生労働省、国民生活センター、企業における健康食品の被害情報(苦情を含む)の特徴を調べ、同時に健康食品の摂取と健康被害の因果関係を調べるためのアルゴリズムを試作した。 <p>【25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 『「健康食品」の安全性・有効性情報(hfnet)』サイトに関して、厚生労働省等と連携して、データ追加を行った。特に安全性・被害関連情報については積極的に情報収集して迅速な提供に努めた。本年度に作成した情報の内訳は、新規情報が265件、更新・追記情報が368件であった。登録会員への更新情報メールの配信(毎月)、健康食品に関するメールや電話での問い合わせ、新聞などの取材に適宜対応した。サイトへのアクセス数は14,000件/日以上であった。 (公社)栄養士会と連携して運営している「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」サイトに適宜情報を追加した。作成した情報の内訳は、新規情報が18件、更新・追加情報が6件であった。サイト全体を見直し、リンク切れ等の修正、サイトの利用環境に関して適宜対応した。アクセス数は、約600件/日であった。 小児におけるサプリメントの利用実態アンケート調査をインターネットで実施し、サプリメント利用率は8.0%であったが、実際に、どこの何という製品を与えているのか意識せずに子供に与えている母親が約3割いることが明らかとなった。特定保健用食品の利用実態アンケート調査を行い、約1割の利用者が疾病治療目的に特定保健用食品を利用していることが明らかとなった。 昨年度作成した健康食品の摂取と健康被害の因果関係を調べるためのアルゴリズムが実際の現場で利用可能かどうかアンケート調査を行った。 				
エ 科学技術基本計画に沿って、研究機関として独自性の高い基礎的・応用的研究を行うこと。	エ 研究所の研究能力を向上させ、将来、その応用・発展的な展開を可能とするために、関連研究領域における基礎的・独創的・萌芽的研究を行う。	<p>【23年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 若手研究者の研究能力の向上やその応用・発展的な展開を図るため、若手育成型の補助金及び助成事業における外部資金の獲得を推進した。その結果、若手育成型の科学研究費補助金が10件(14,590千円)、助成事業における外部資金が4件(4,647千円)獲得した。 <p>【24年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 若手育成型の科学研究費補助金を8件(10,614千円)、助成事業における外部資金を5件(5,747千円)獲得した。また、それらの研究成果について評価を行い、若手研究者の能力向上に努めた。 <p>【25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 若手育成型の科学研究費補助金を11件(14,530千円)、助成事業における外部資金を1件(350千円)獲得した。 	A 3.50	A 3.50	A 3.60	A 3.53
オ 研究の成果をより広く社会に還元するために、食育推進基本計画に資する調査研究を推進し、専門家(管理栄養士等)への情報提供を行うこと。	オ 小児から高齢者までの生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育をより効果的に推進するための調査研究を行い、その成果を専門家(管理栄養士等)のみならず広く国民に情報提供し、行政機関等と協同して食育を推進する。	<p>【23年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域在住高齢者の食事の状況や身体状況を把握するために、地域在住高齢者を約12,000人を対象に、食事摂取状況や食事の準備状況などに関する調査を実施し、約8,000人から回答を得た。またそのうち約1,000名を対象に身体機能、身体組成の測定を行い、それらの関係を解析した。 内閣府等が主催した第6回食育推進全国大会に参加し、食育の推進に努めた。 東日本大震災被災者への対応として、現地の栄養士が被災者向けに使用するためのリーフレットとその解説資料を、食生活全般、衛生管理、妊婦・授乳婦、高齢者・有疾患者向けの4種類を作成した。また、被災者の健康調査に協力し、栄養状態の把握方法の質問項目の検討をするとともに、質問紙の妥当性を検討するために、仮設住宅において24時間思い出し法による食事調査と三次元加速度計による身体活動調査を実施した。その結果、仮設住宅での野菜摂取不足や身体活動量の低下が認められた。 				

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25	
		<p>【24年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者を対象とした有効な食支援や配食サービスについての検討として、配食サービス事業者については、対象者の摂食・嚥下機能や食事状況の把握状況、献立のバリエーション、献立作成者等について調査した。現状の配食サービスは安否確認としては機能しているが、低栄養予防の観点からは不十分であることが明らかになった。 良好な妊娠転帰を目指した妊婦への食生活指導介入研究として、健康な妊婦300名に対して栄養・食生活指導を実施中であり研究参加者は170名に達したが、出産に至ったものはまだ合計20名程度である。妊娠28週前後で体重増加量が過少または過剰であった者36名に対し、3日間の食事記録とそれに基づいた栄養士による食生活指導を実施した。このうち、体重増加不良で指導を受けた者では正常出産例が1名、早産例が1名、妊娠糖尿病により調査対象から除外されたのが1名あった。 「共食」の健康影響に関する系統的レビューとして、和文13件・英文43件について、共食頻度の把握方法や健康状態への影響について整理を行った。現在、論文投稿に向けて準備中である。 第7回食育推進全国大会に参加し、食育の推進に努めた。 東日本大震災の被災地の栄養士・管理栄養士を対象とした調査を行い、被災後の集団給食施設、仮設住宅、個人住宅での活動状況、食物の調達状況、情報の状況について調査を実施した。その結果、病院や高齢者施設では70%以上で食糧や水の備蓄があった。各種食品の供給は食品群により異なり、震災後1か月において米、野菜、水は70%で供給されていたが、乳製品は40%以下であった。 <p>【25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通所施設利用者を対象に口腔機能向上のみ、栄養改善のみ、口腔機能向上＋栄養改善の介入を実施し、複合的な実施の効果を検証中である。 高齢者を対象とした栄養改善に関する文献検索を実施し、それらを基に食事準備状況に関する質問項目を作成した。食事準備状況に関する質問と食事摂取頻度調査を地域在住高齢者を対象に実施し、その関連を断面的に解析中である。 東日本大震災時に研究所で作成した栄養支援情報ツールの認知度と活用状況についての被災3県の栄養士・管理栄養士を対象に調査を行い、避難所で食事提供量の把握や個別の摂取量の把握をした者では、支援ツールの認知度が75%を超え、使用率も60%を超えていたことを確認した。 第8回食育推進全国大会に研究所のブースを開設し、エネルギー摂取量の評価に関するツールを紹介するとともに、研究の紹介を行った。 共食や欠食と健康状態についての系統的レビューを行い、論文投稿した。 栄養教育を用いた効果的な介入方法についての文献レビューを行った。 				
(2) 研究水準及び研究成果等に関する事項	(2) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置	<p>【23年度実績】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 学術雑誌原著論文の掲載、英文誌83報、和文誌23報、計106報(研究員一人当たり2.8報)。インパクトファクターが2.0以上の学術誌に43報掲載。 ② 著書・総説・解説114報。 ③ 国際学会発表(国内開催含む)41回、国内学会発表162回、計203回(研究員一人当たり5.3回)。うち、招待講演国際学会10回、国内学会29回。調査研究について、マスメディアより43件の問い合わせ。 <p>【24年度実績】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 学術雑誌原著論文の掲載、英文誌84報、和文誌22報の計106報(研究員一人当たり2.9報)、インパクトファクターが2.0以上の学術誌に40報掲載。 ② 著書・総説・解説154報。 ③ 国際学会発表(国内開催含む)31回、国内学会発表143回、計174回(研究員一人当たり4.7回)。うち、招待講演、国際学会7回、国内学会31回。調査研究について、マスメディアより63件の問い合わせ。 <p>【25年度実績】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 学術雑誌原著論文の掲載、英文誌81報、和文誌23報の計104報(研究員一人当たり3.2報)、インパクトファクターが2.0以上の学術誌に49報掲載。 ② 著書・総説・解説167報。 ③ 国際学会発表(国内開催含む)51回、国内学会発表170回の計221回(研究員一人当たり6.7回)。うち、招待講演、国際学会10回、国内学会40回。調査研究について、65件のマスメディアによる報道。 	A 4.25	A 4.37	A 4.00	A 4.20

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25	
イ 健康・栄養関連の専門家を対象としたセミナー、一般向けの講演会等を開催すること。	イ 講演会等の開催 健康・栄養関連の専門家向けのセミナー、幅広い人々を対象とした講演会等をそれぞれ年1回以上開催し、調査及び研究の成果を社会に還元する。 また、関係団体が実施する教育・研修プログラムへの職員の派遣を積極的に推進する。 一般及び専門家からの電話、メール等による照会等に対し、適切に対応する。	<p>【23年度実績】</p> <p>① 「日本人の食事摂取基準」(2010年版)の普及・啓発のために、講習会等への講師派遣を行った(11回)。また、研究所共催の、研究成果発表会(参加者102名)を9月に開催した。</p> <p>② 第13回一般公開セミナー(テーマ:健やかな老後を迎えるための食生活と身体活動)を平成24年2月25日(土)に開催し、350名近い参加者があった。働き盛りの世代が健やかな老後を迎えることは、高齢化社会の活力の源泉として重要であるため、最新の科学的知見を情報発信し、国民の健康維持に資する上で興味を引く内容とした。</p> <p>③ 専門家を対象とした研修 地方自治体に勤務する行政栄養士等を対象とする技術研修セミナーを、東京都、愛知県、兵庫県、福岡県で計4回開催し、延べ231名の参加を得た。</p> <p>④ 外部からの電話やメールでの問い合わせに対応するとともに、問い合わせと回答をホームページ上のFAQに反映させた。またその質問と回答の状況を毎月まとめ、所内メールにて所全員に周知した。</p> <p>【24年度実績】</p> <p>① 「日本人の食事摂取基準」(2010年版)の普及・啓発のために、講習会等への講師派遣を7回行い、資料提供・企画支援を4回行った。</p> <p>② 第14回一般公開セミナー(テーマ:健康づくりは社会とともに)を平成25年2月16日(土)に開催し、500名以上の参加者があった。 専門家向けのセミナーを他機関との連携により6回行った。</p> <p>③ 専門家を対象とした研修～平成24年国民健康・栄養調査(拡大調査)への対応として、各自治体の調査責任者を対象として4回の技術講習を行った。具体的な調査技術を指導するとともに、自治体内での伝達講習の標準プログラムの教材を提供し、各自治体それぞれで調査技術の向上・標準化を図れるようサポートした。</p> <p>④ 外部からの電話やメールを介した問い合わせに関して、適切な対応に努めた。問い合わせの多い事項についてはホームページに反映させ、外部から受けた質問の内容と回答については、月1回まとめて所内メールで通知し、対応状況が職員間で共有できるようにした。</p> <p>【25年度実績】</p> <p>① 「健康と栄養をとりまく最新的话题」をテーマとして、第15回一般公開セミナーを平成26年2月15日(土)に開催し、前日からの降雪にもかかわらず、302名の参加者があった。</p> <p>② 専門家を対象とした研修～平成25年国民健康・栄養調査への対応として、各自治体の調査責任者を対象として3回の技術講習を行った。</p> <p>③ 外部からの電話やメールを介した問い合わせに関して、適切な対応に努めた。</p>	A 3.75	A 4.25	A 4.00	A 4.00
ウ 研究所の一般公開を実施するとともに、中学校・高等学校等からの見学にも積極的に応じること。	ウ 開かれた研究所への対応 幅広い人々に研究所の業務について理解を深めてもらうことを目的に、年1回オープンハウスとして研究所を公開する。 また、健康と栄養に興味を抱かせ、将来、栄養学研究を担う人材の育成に資するよう、「総合的な学習の時間」による中学・高校生等の見学を積極的に受け入れる。	<p>【23年度実績】</p> <p>平成23年10月15日(土曜日)にオープンハウス(研究所一般公開)を開催した(参加者は116名)。オープンハウスの内容は、講演会、骨密度測定、健康体力測定、フィットネス体験、食生活診断、健康食品相談、所内見学ツアーなどである。また、「総合的な学習の時間」への対応として中学校(2校10名)、高校(3校56名)を受け入れ、健康や栄養に関わる知識や関心の普及・啓発を行った。</p> <p>【24年度実績】</p> <p>平成24年10月27日(土曜日)にオープンハウス(研究所一般公開)を開催した(参加者は290名)。また、「総合的な学習の時間」への対応として中学校(7校35名)、高校(7校122名)を受け入れた。</p> <p>【25年度実績】</p> <p>平成25年10月12日(土曜日)にオープンハウス(研究所一般公開)を開催した(参加者は420名)。また、「総合的な学習の時間」への対応として中学校(5校26名)、高校(7校87名)を受け入れた。</p>				

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25	
(3) 研究実施体制等の整備に関する事項	(3) 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置					
ア 独立行政法人という組織形態の利点を最大限活かした研究資金等の運用及び人的資源の配置により、研究・業務の効率化を図ること。	ア 研究・業務の効率的な実施という観点から、研究員、研究補助員の配置を戦略的に行うとともに、重点化する調査研究及び法定業務に研究業務費を適切に配分し、確実な業務の執行に努める。	<p>【23年度実績】</p> <p>① 法律に基づく業務及び重点調査研究の担当部門に対して、特別研究員7名(平成24年3月30日現在)をはじめ研究補助員を重点的に配置した。</p> <p>② 事務部業務課を中心として、内部の研究支援体制の強化のため研究業務の推移に応じて各課からの応援等フレキシブルな体制を構築し対応した。また必要により、事務部連絡会議を開催し、多様な研究業務に対して効率的な事務対応の処理の実施や、事務部門と研究部門の情報共有などの促進を図った。(平成25年度まで継続)</p> <p>③ 運営費交付金や競争的資金の予算管理を所内イントラネットを活用し円滑に行ったことにより、柔軟でメリハリのある事業運営及び管理を行うことができた。(平成25年度まで継続)</p> <p>【24年度実績】</p> <p>法律に基づく業務及び重点調査研究の担当部門に対して、特別研究員7名(平成25年3月30日現在)をはじめ研究補助員を重点的に配置した。</p> <p>【25年度実績】</p> <p>法律に基づく業務及び重点調査研究の担当部門に対して、特別研究員4名(平成26年3月30日現在)をはじめ研究補助員を重点的に配置した。</p>	A 3.62	A 3.62	A 4.00	A 3.74
イ 国内外の産業界を含む健康・栄養・食品関係の機関との共同研究の拡充等を目的として、研究所研究員の派遣及び他機関等の研究員の受入れをより積極的に行うこと。	イ 民間企業、大学、他の研究機関等との間で従前から実施している共同研究に加え、新たな共同研究等を積極的に推進するため、民間企業、大学等へ研究所研究員を派遣するとともに、資質の高い研究員を受け入れる。 また、非公務員化の利点を活用し、研究所が所有する知的財産の活用、又は所有する情報等を用いた共同研究を民間企業及び大学等と積極的に行うこととし、中期目標期間内に60件以上を目標とする。	<p>【23年度実績】</p> <p>① 民間企業、大学等から研究員等を109名受け入れ、社会還元に向けた柔軟な取り組みを積極的に推進した。研究者の相互交流や研究技術の交換等を図るため、当研究所から大学、民間企業・団体等49団体へ71名の研究者を派遣。うち大学へは22校へ31名、民間企業・団体等へは40名。</p> <p>② 民間企業等との共同研究や受託研究などを通して、社会還元に向けた柔軟な取組の一層の推進に努め、平成23年度は13件の共同研究を実施。</p> <p>【24年度実績】</p> <p>① 民間企業、大学等から研究員等を119名受け入れ。当研究所から大学、民間企業・団体等49団体へ54名の研究者を客員教授、非常勤講師、客員研究員、各種委員等として派遣。うち大学へは26校へ29名、民間企業・団体等へは25名。</p> <p>② 平成24年度は民間企業等と12件の共同研究等を実施。</p> <p>【25年度実績】</p> <p>① 民間企業、大学等から研究員等を126名受け入れ。 ・当研究所から大学、民間企業・団体等60団体へ76名の研究者を派遣。うち大学へは26校へ28名、民間企業・団体等へは48名。</p> <p>② 平成25年度は民間企業等と12件の共同研究等を実施。</p>				
ウ 大学及び民間企業等との連携・協力により、研究者の交流を進め、人材の養成と資質の向上を図ること。	ウ 連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間100名以上受け入れ、研究所が所有する情報・技術等を提供するとともに、研究員を広く大学院や関係機関等に年間100名以上派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。 また、国内外の若手研究員等の育成に貢献するため、博士課程修了者、大学院生、他機関に属する研究員等を継続的に受け入れるための体制の充実を図る。また、連携大学を増やし、兼任教授の派遣を行うとともに、若手研究員の指導・育成を行うため、求めに応じ、研究所研究員を他機関へ派遣する。	<p>【23年度実績】</p> <p>① 平成23年度は53名の研究者を客員教授、非常勤講師等として大学へ派遣、海外からの3名を含め、大学院等から109名の研究員等(流動研究員、研修生を含む。)を受け入れ。うち若手研究員等(35歳未満)は、48名(うち研修生29名)であった。</p> <p>② 連携大学院として、お茶の水女子大学、東京農業大学大学院、女子栄養大学大学院、早稲田大学スポーツ科学学術院、名古屋市立大学大学院、福岡女子大学、東京農工大学及び聖徳大学と協定書を取り交わしており、4名を客員教授等として派遣し、若手研究者の育成・指導を行った。</p> <p>③ 流動研究員制度や連携大学院制度を活用し、若手研究者や大学院生を109名(海外からの受け入れ3名を含む。)を受け入れ、人材育成とともに、研究所の研究機能の強化を図った。</p> <p>【24年度実績】</p> <p>① 平成24年度は49名の研究者を客員教授、非常勤講師、特別講義の講師等として大学へ派遣し、民間企業及び関係機関へ111名を研修会講師等として派遣する等、合計160名の研究員を派遣した。また、海外からの6名を含め、大学院等から117名の研究員等(流動研究員、研修生を含む。)を受け入れた。うち若手研究員等(35歳未満)は、46名(うち研修生32名)であった。</p> <p>② 連携大学院として、静岡県立大学等と協定書を取り交わしており、新たに岐阜大学と協定を結んだ。8名を客員教授等として派遣した。</p> <p>③ 流動研究員制度や連携大学院制度を活用し、若手研究者や大学院生を117名(海外からの受け入れ5名を含む。)を受け入れ。</p> <p>【25年度実績】</p> <p>① 平成25年度は36名の研究者を客員教授、非常勤講師、特別講義の講師等として大学へ派遣し、民間企業及び関係機関へ183名を研修会講師等として派遣する等、合計219名の研究員を派遣した。また、海外からの6名を含め、大学院等から134名の研究員等(流動研究員、研修生を含む。)を受け入れた。うち若手研究員等(35歳未満)は、52名(うち研修生28名)であった。</p> <p>② 連携大学院として、お茶の水女子大学、東京農業大学大学院、女子栄養大学大学院、早稲田大学スポーツ科学学術院、名古屋市立大学大学院、福岡女子大学、東京農工大学、聖徳大学、静岡県立大学及び岐阜大学と協定書を取り交わしており、6名を客員教授等として派遣し、若手研究者の育成・指導を行った。</p> <p>③ また、流動研究員制度や連携大学院制度を活用し、若手研究者や大学院生を134名(海外からの受け入れ6名を含む。)を受け入れ、人材育成とともに、研究所の研究機能の強化を図った。</p>				

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25	
エ 調査及び研究の円滑な実施が図られるよう、適切な措置を講ずるとともに、他機関との共同研究及び受託研究において、双方の研究施設及び研究設備の稼働状況に応じた共同利用を図ること。	エ 施設・設備について、自らの研究実施のために実効的に活用するとともに、「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に基づき、大学、他研究機関との共同研究等での外部研究者等の利用に供する	<p>【23年度実績】</p> <p>① 各施設の管理を一元化し、利用者間の調整を行うことで使用効率を上げるとともに、施設・設備の環境整備を包括的に行った。</p> <p>② 震災に伴う節電等の影響により、4月から9月末まで使用を見送ったが、9月末以降使用を再開し、延べ5,453人が利用した。共同利用により運動施設を使用した者は、健康増進研究部の実施する様々な研究に被験者として参加しており、エクササイズガイドや食事摂取基準の改訂のための研究データ蓄積に大きく貢献している。ヒューマンカロリーメーターについては、産学連携に基づく施設活用の促進や他の学術機関との共同研究の推進により、182日稼働させ、93名の被験者のデータを集めた。これらの成果は複数の学術論文に掲載されている。</p> <p>【24年度実績】</p> <p>ヒューマンカロリーメーターについて、産学連携に基づく施設活用・他の学術機関との共同研究の推進により、63日稼働させ、45名の被験者のデータを集めた。</p> <p>【25年度実績】</p> <p>ヒューマンカロリーメーターについて、施設活用の促進や共同研究の推進により、106日稼働させ、47名の被験者のデータを集めた。</p>				
2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項	2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置		S 4.50	A 4.37	A 3.60	A 4.15
(1)健康増進法に基づく業務に関する事項	(1)健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置	<p>【23年度実績】</p> <p>① 平成22年度国民健康・栄養調査について、厚生労働省の指示に基づき集計・分析を行い、平成23年8月に、調査票の受理後7か月1日でその結果を提出した。また平成23年度国民健康・栄養調査について、都道府県等からの調査票提出を確認後、順次集計作業を進めている。</p> <p>② 当研究所のホームページ上に平成23年度国民健康・栄養調査の適正な実施に資する情報や調査員のトレーニング教材を掲載するなど、国民健康・栄養調査及び各自治体独自に実施する健康・栄養調査等に関して、技術支援を行った。また、地方自治体に勤務する行政栄養士等を対象とする技術研修セミナーを、東京都、愛知県、兵庫県、福岡県で計4回開催し、延べ231名の参加を得た。</p> <p>③ 2009年度に開発した「食事しらべ」は、健康・栄養調査に関わる集計業務に要する時間と各保健所(自治体)でのデータの取りまとめならびに対象世帯への結果返却に要する時間を短縮させることに貢献している。今年度はこれを使用してデータを提出するよう、厚生労働省から各保健所(自治体)に要請があった。そのため、2010年版をさらに改訂して食事しらべ2011年版を作成して配布した。また栄養摂取状況調査の精度向上及び標準化を主たる目的とした「標準的図版ツール(2009年版)」を、利用申し込みのあった自治体に配布した。健康・栄養調査に関わる業務を効率化することは、地方自治体が健康増進施策の立案や評価を効果的に実施することに寄与している。</p> <p>【24年度実績】</p> <p>① 平成23年度調査の集計では(合計159表)、集計・作表プログラムを各個別表に対応したものをそれぞれ作成することとし、これに研究室スタッフ全員で取り組んだ。これにより集計の仕様変更指示等にも迅速・確実に対応できる体制とした。</p> <p>② 平成24年度調査(例年の3倍規模)に適切に対応するため、自治体での対応を含めて考慮し、調査内容の整理の提言、調査員の増大に対応するための栄養調査技術講習の組織化などの取り組みを、本省と協議、実施した。「栄養摂取状況調査マニュアル」(本省発行)のコンテンツにつき作成協力を行い、各自治体調査責任者に対する技術講習(本省主催)を各地で計4回(各回1日間、8月下旬～9月)行った。入力ソフトのマニュアルを電子媒体版(パワーポイントスライド、および操作説明書PDF)を作成し、入力ソフトとともに栄養HP経由でダウンロードにより配布した。</p> <p>③ 10万枚を超える帳票処理に対応するため、QRコードを活用した調査票スキャン、調査票PDF管理システムを開発し、短期スタッフを集中的に雇用することで、475調査地区の調査票を整理、電子データ化の迅速化が可能となった。栄養調査結果の標準化は、一定のクワイアリアによる抽出世帯について適切に実施されているかをチェックした。</p> <p>【25年度実績】</p> <p>① 拡大調査であったH24年度国民健康・栄養調査の集計を実施し、12月19日の概要発表に必要な集計・解析をすべて実施した。② H24年度報告書作成に必要な集計表の提出も完了した。</p> <p>③ H25年度調査の準備のために9月に計3回、総勢157名の調査担当者(行政栄養士)を対象に「健康・栄養調査技術セミナー」を実施した。セミナーで使用した資料は、研究室のHP(健康・栄養調査情報のページ)を通じ提供を行った。</p> <p>④ 食物摂取状況調査結果入力専用ソフト「食事しらべ」を2013年版にアップデートし、入力エラーを減らすための改良を行った。「食事しらべ」に関する技術的な情報交換の場として、専用メーリングリストを開設し、これを運用した。</p>				
ア 国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち、集計事務については、「健康日本21」、都道府県健康増進計画等の政策ニーズに適時対応して、迅速かつ効率的に集計を行うこと。また、外部委託のより積極的な活用、高度集計・解析システムの活用等により効率化を図る。	ア 国民健康・栄養調査の集計事務については、政策ニーズに対応した迅速かつ効率的な集計を行う。具体的には、当該年度の集計事務を調査票のすべてを受理してから7ヶ月を目途(ただし、調査項目に大幅な変更が生じない場合に限る)を行う。 また、外部委託、高度集計・解析システムの活用等により、効率的な集計を行うことにより、経費の削減を図る。 さらに、都道府県等が行う健康・栄養調査に対する支援を含めて関連する技術的な事項について、研究所がより積極的に対応する。					

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25	
イ 健康増進法第27条第5項(同法第29条第2項、第32条第3項及び第32条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により収去した食品の試験業務を的確に実施すること。対応可能な試験(収去試験を含む。)について積極的に民間の登録試験機関の活用が図られるよう、検査方法の標準化、検査精度の維持・管理に一層重点的に取り組むこと。	イ 健康増進法第27条第5項(同法第29条第2項、第32条第3項及び第32条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により収去した食品の試験業務を的確かつ迅速に実施する。 上記の試験並びに特別用途食品の許可に係る試験業務について、分析技術の確立した試験については、登録試験機関間における検査の精度管理に努める。 また、分析技術の確立していない特定保健用食品の関与成分等の新たな食品成分への技術的対応については、他登録試験機関での応用も可能な分析技術の規格化及び当該食品成分の標準品の開発の実現を図る。さらに栄養表示基準における栄養成分について、分析手法の改良を行う。	【23年度実績】 ・消費者庁の特別用途表示の許可等に関する申請に基づく試験業務を期間内に実施した。また、表示許可のヒアリングに適切に対応した(許可試験, 8 件; ヒアリング, 11 回; 調査会・部会, 9 回)。 ・収去試験の依頼はなく、来年度以降の対応について消費者庁と協議を行った。 【24年度実績】 ・消費者庁の許可試験業務を期間内に実施した。また、表示許可のヒアリングに適切に対応した(許可試験, 9 件; ヒアリング, 3 回; 調査会・部会, 8 回; 専門家会合, 1 回)。 ・収去試験の依頼はなかった。 【25年度実績】 ・消費者庁の許可試験業務を期間内に実施した。(許可試験, 6 件; ヒアリング, 0 回)。 また、消費者委員会の受託事業として新開発食品調査会・部会に出席し適切に対応した(調査会, 7回; 部会, 5 回)。 ・収去試験の依頼はなく、来年度以降の対応について消費者庁と協議を行った。 (分析法の標準化) 【23年度実績】 ・栄養表示基準における栄養成分の分析法について、より適切な分析手法の検討として、ナイアシン(ニコチン酸及びそのアミド)分析方法の改良を行い、両化合物を同時に定量できることが示唆された。 ・各登録試験機関の代表者と協議を行い、管理試料を用いた精度管理を共同して実施するとともに、食品分析技術に関する情報を共有する事について同意を得た。また、外部精度管理のための試料として一般栄養成分の試験用食品を製した。 【24年度実績】 ・栄養表示基準における栄養成分の分析法については、消費者庁からの受託事業として、栄養表示のためのビタミン K 及びモリブデン分析法の構築を検討すると共に、空間共同試験を行った。 ・消費者庁からの受託事業として、一般栄養成分(熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム)の試験用食品を用いて登録試験機関の外部精度管理試験を実施した。その結果、一般栄養成分に関しては、各登録試験機関の分析精度は適正であることを確認した。上記の試験用食品は、登録試験機関間で成分値について同意が得られたことから、一般栄養成分の標準品となる。 ・分析技術の確立していない特定保健用食品の関与成分等について、標準品の開発方法を検討した。 【25年度実績】 ・栄養成分の分析法については、消費者庁受託事業として、栄養表示のためのビタミン K およびモリブデン分析法を構築すると共に、空間共同試験を行った。 ・食品表示法の成立により収去食品の栄養分析を行うことが可能となった食品衛生法に基づく登録検査機関(98機関)に対して、栄養分析の質問票調査を実施し、また54機関に対して、栄養成分(熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・ナトリウム)の実測調査を実施した。 ・標準品開発の一環として、消費者庁事業における空間共同試験用の食品検体について調製を行い、均質性確認試験の結果、配付可能であることが明らかとなった。				
(2)社会的・行政ニーズへの対応に関する事項	(2)社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置	(関連機関) 【23年度実績】 ・健康・栄養に関連する関係団体等との意見交換会を戦略的に以下のとおり計6回実施し、従来から協力関係にある団体等(職能団体、大学、研究機関)との情報交換及び連携を継続した。これらは社会的ニーズを把握し、今後の研究の方向性を検討することに役立っている。1)一般社団法人日本臨床栄養協会(平成23.9.21) 2)独立行政法人国民生活センター(平成23.11.21) 3)独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所(平成23.12.26) 4)社団法人日本栄養士会(平成24.1.27) 5)国立保健医療科学院(平成24.2.28) 6)財団法人健康・体力づくり事業財団(平成24.3.23) 【24年度実績】 ・健康・栄養に関連する関係団体等との意見交換会を戦略的に以下のとおり計6回実施した。 1)公益社団法人日本栄養士会(平成24.12.7) 2)独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所(平成24.12.20) 3)国立保健医療科学院(平成25.1.8) 4)独立行政法人国民生活センター(平成25.1.28) 5)独立行政法人国立国際医療研究センター(平成25.2.26) 6)特定非営利活動法人国際生命科学研究所(ILSI Japan)(平成25.2.27) 【25年度実績】 ・健康・栄養に関連する関係団体等との意見交換会を戦略的に以下のとおり計6回実施した。 1)公益財団法人健康・体力づくり事業財団(平成25.8.7) 2)国立保健医療科学院国際協力研究部(平成25.10.3) 3)独立行政法人国民生活センター(平成25.11.12) 4)独立行政法人医薬基盤研究所(平成25.11.14) 5)独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所(平成25.12.4) 6)公益社団法人日本栄養士会(平成25.12.13)	A 3.50	A 3.50	B 3.40	B 3.46
ア 関連機関等と定期的な情報交換の場を設け、社会的・行政ニーズを把握すること。	ア 健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等から直接的に研究所に対する要望等を伺う機会を年6回程度設け、社会的ニーズを把握する。さらに、業務関連行政部局との間で、定期的な情報及び意見等を交換する場を設け、行政ニーズを把握する。 また、国、地方自治体、国際機関等より、専門的な立場からの技術的な協力、指導等の求めには積極的に応じて研究員を派遣し、研究所における調査及び研究の成果が適切に施策等に反映できるよう努める。					

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25	
イ ホームページ等を通じて国民からのニーズを把握すること。	イ 研究所に対する意見、要望等をホームページやセミナー等の参加者を通じて把握し、その内容を検討し、可能な限り業務に反映させる。	<p>(官公庁・他)</p> <p>【23年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁食品表示課、厚生労働省医薬食品局食品安全部、同健康局総務課生活習慣病対策室、内閣府食育推進室との間で、実務者レベルでの情報及び意見交換会を行い、行政ニーズに対応した連携体制を整えた。 ・「厚生科学審議会」、「薬事・食品衛生審議会」、「国民健康・栄養調査企画解析検討会」、「管理栄養士国家試験委員会」、「内閣府食品安全委員会」、「消費者庁健康食品の表示に関する検討会」、「文部科学省科学技術・学術審議会専門委員会」、「文部科学省幼児期運動指針策定委員会」など、国の審議会、検討会等の委員として職員を派遣し、行政上の重要課題に対応したほか、「東京都食品安全情報評価委員会」など、地方自治体等や国際機関へ職員を派遣し、技術的な支援・協力を行った。 <p>独立行政法人国民生活センターについては、平成20年3月に取り交わした連携協定書に基づき、国民の消費生活における安全・安心を確保するため、ひきつづき情報の共有や技術協力等を推進している。</p> <p>【24年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁食品表示課、厚労省食品安全部、同健康局がん・健増課、内閣府食育推進室との間で、実務者レベルでの情報及び意見交換会を行った。 ・「日本学術会議」、「厚科審」、「薬食審」、「国調検討会」、「管栄国試委員会」、「運動基準・運動指針の改定に関する検討会」、「『総合医療』のあり方に関する検討会」、「食品安全委」など、国の審議会、検討会等の委員として職員を派遣し、行政上の重要課題に対応したほか、「都食安情報評価委」など、地方自治体等や国際機関へ職員を派遣し、技術的な支援・協力を行った。 <p>【25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁食品表示課、厚労省食品安全部、同健康局がん・健増課、同官房国際課国際協力室、内閣府食育推進室との間で、実務者レベルでの情報及び意見交換会を行い、行政ニーズに対応した連携体制を整えるとともに、平成26年度計画に反映させた。 ・「学術会議」、「科学技術・学術審議会」、「厚科審」、「薬食審」、「国調検討会」、「管栄国試委員会」、「運動基準・指針改定検討会」、「食品安全委」など、国の審議会、検討会等の委員として職員を派遣し、行政上の重要課題に対応したほか、「都食安情報評価委」など、地方自治体等や国際機関へ職員を派遣し、技術的な支援・協力を行った。 				
(3)国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項	(3)国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置	<p>【23年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民、栄養専門職等からの意見、要望等を広く効率的に把握するため、一般向けサイト『健康・栄養フォーラム』を通じて問合せを受け付けるとともに、フェイスブック、ツイッター等を利用して意見、要望等の収集に努めた。 <p>【24年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民、栄養専門職等からの意見、要望等を広く効率的に把握するための取り組みとして、ホームページのデザインを変更して閲覧しやすくし、ホームページ上からの質問を受けやすいものとした。外部から出された質問と回答については、まとめて月1回所内メールで連絡し、国民から求められているニーズを共有した。 <p>【25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民、栄養専門職等からの意見、要望等を広く効率的に把握するための取り組みとして、Facebook、Twitterを積極的に活用して新たな国民ニーズの把握に努めた。外部から出された質問と回答については、適宜Facebook、Twitterでも情報発信した。 	A 4.00	B 3.37	A 4.40	A 3.92
ア 国際協力の対外的な業務については、政府関係部局との連携を強め、国際栄養協力体制を充実強化し、特にWHO研究協力センターとして指定を受けて、アジア地域における国際貢献と学術的ネットワークの構築を行うことにより、国際社会における役割を果たすこと。	ア アジア諸国との間で、栄養調査、栄養改善及び健康づくり等に関する共同研究において中心的な役割を果たすとともに、国際協力の対外的業務について政府関係部局との連携を強め、国際栄養協力体制を充実強化する。特にWHO研究協力センター(現在申請中)の機能として、WHO西太平洋地域における栄養調査の実施ならびに食事摂取基準や運動ガイドラインの策定等の技術支援を行う。 また、研究者養成及び共同研究の促進を図るため、「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間2名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供するとともに、アジア地域の研究者を交えたシンポジウムの開催等を行い、アジア地域における栄養学研究基盤の強化に寄与する。	<p>(WHO-CC)</p> <p>【23年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WHO指定研究協力センターの正式申請後、申請におけるWHO側の責任者であるWHO西太平洋事務局栄養担当官との協議の一環として、WHO西太平洋地域事務局にて関連分野の担当官らとの会談を実施し(平成24年1月)、同センターとしての具体的な活動計画を作成した。また、WHO会議への対応として、Technical Consultation on Identifying Approaches to Obesity(4月)への専門家派遣およびJapan-WHO International Visitors Programme:NCD Workshop(平成24年3月)への講師派遣を行い、WHOとの協力関係の強化に努めた。 <p>【24年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WHO指定研究協力センターの正式申請後、WHO本部における審査段階に到達した。審査の過程で出された課題についてWHO西太平洋事務局栄養担当官と具体的な協議を進めた。 <p>【25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WHO協力センターの審査が完了し、平成26年3月に「栄養と身体活動に関するWHO協力センター(WHO Collaborating Centre for Nutrition and Physical Activity)」として正式に承認された。今後の行動計画について、WHO西太平洋事務局栄養担当官と具体的な協議を進めた。また、WHO西太平洋地域事務局と国立保健医療科学院が主催した非感染性疾患対策に関するワークショップの講師を務め協力した。 				

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25	
イ 産学連携の対外的な業務については、政府関係部局との連携を強め、産学連携推進機能の強化により、産学連携をより一層進め、研究成果の社会への還元と知的財産の獲得を目指すこと。	イ 政府関係部局との連携を強め、民間企業、大学等の複合的な連携を強化する。 これにより、研究所の研究成果と社会ニーズの橋渡し、新たな展開・応用を図るとともに、知的財産の獲得を積極的に行う。 また、調査及び研究の成果については、それらが知的財産につながるかどうかのスクリーニングを行い、中期目標期間内に20件以上の特許等の出願を行う。 取得した特許権の実施を図るため、特許権情報のデータベースをホームページ上に公開する。	<p>(招へい事業・他)</p> <p>【23年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「若手外国人研究者招へい事業」として研修生1名(マレーシア1名)3か月間受け入れ。フォローアップ共同研究事業の推進。海外からの視察訪問(7件)・研修(2件)受け入れ。 第5回アジア栄養ネットワークシンポジウム「アジアにおける母子栄養とフードセキュリティ改善に向けた取り組みについて」(平成24年3月)開催。 WHOのGEMS/Foodプログラム協力機関として、要請に応じて、国民健康・栄養調査の結果等、わが国の食事調査データを提供。 ベトナムにおける栄養士養成のあり方と今後の課題について、ベトナム国立栄養研究所およびHai Duong医療技術大学にて情報収集・意見交換。 研究所ニュースレター(Health and Nutrition News)を年4回、英語版ホームページに掲載。 <p>【24年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「若手外国人研究者招へい事業」として研修生1名(インドネシア)を3か月間受け入れ。フォローアップ共同研究事業として招へい研究者(マレーシア)との共同研究を実施。海外からの視察訪問(5件)・研修(2件)を受け入れ。 WHOのGEMS/Foodプログラム協力機関として、要請に応じて、国民健康・栄養調査の結果等を集計して、わが国の食事調査データを提供した。 アジア諸国における栄養士制度・栄養士養成の検討の一環として、ベトナムにおける栄養士養成のあり方と今後の課題について、ベトナム国立栄養研究所からの情報収集を継続。 研究所ニュースレター“Health and Nutrition News”および食事摂取基準(英語版)を英語版ホームページに掲載。 <p>【25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業により、マレーシアとベトナムから各1名の若手研究者を受け入れ、平成23年度に受け入れた招へい研究者(マレーシア)との共同研究をフォローアップ共同研究事業(1件)により実施しました。海外からの視察訪問(6件)、JICA研修(1件)を受け入れ。 第6回アジア栄養ネットワークシンポジウム「健康的な食生活を目指した社会環境改善」を関係機関と共同で平成26年3月12日に開催。また、(独)、「第1回国際栄養精神医学研究コンソーシアム」を共催した。さらに、米国および台湾からの研究者による外来特別セミナー(2件)を開催。 WHOのGEMS/Foodプログラム協力機関として、果物及び野菜の残留農薬の暴露評価に関わる食品摂取量の推定のため、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課にデータを提供。 当研究所の研究成果等について、英語版ホームページで適宜情報発信。 <p>【23年度実績】</p> <p>大学又は民間企業等との連携により、大豆イソフラボンの骨粗鬆症及び閉経期女性のHot Flashへの予防効果等について、システマティックレビューまたはメタアナリシスによる評価を行った。また、大豆及びその成分、葉酸及びビタミンB、抗酸化サプリメント等の生活習慣病予防効果をシステマティックレビューまたはメタアナリシスによる評価を行い、特定保健用食品(疾病リスク低減表示)の探索を試み、研究成果の社会への還元を目指す。 大学等との連携により、日本の特定保健用食品と中国の「保健食品」との審査制度等における比較検討を行い、解説した。</p> <p>【24年度実績】</p> <p>大豆イソフラボンのサプリメント摂取によるHot Flash改善効果について、システマティックレビューおよびメタアナリシスによる評価を行い、研究成果を論文として発表した。また国際共同研究として、中国における大豆たん白質の脂質改善効果を検証する臨床試験の企画立案・実施・統計的解析を行った。さらに、ビタミンE等抗酸化サプリメントによるがん予防効果、ビタミンK等と骨健康指標(骨折、骨密度、骨代謝マーカー)の関連、大豆及びその成分と健康指標の関連について、引き続きシステマティックレビュー・メタアナリシスによる評価を行っている。</p>				

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25	
		<p>【23年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業等との産学連携による共同研究として、大豆たん白質や茶カテキンを関与成分とする特定保健用食品等による生活習慣病やメタボリックシンドローム等の予防効果を検証する臨床試験等の企画立案・実施・統計的解析を行い、特定保健用食品等の展開・応用を図り、研究成果等の社会還元に努める。 宇宙航空研究開発機構(JAXA)と連携して立ち上げた「機能性宇宙食研究会」を産学連携のもと発展させ、超高齢化社会に適用可能な機能性宇宙食の開発とその応用を目的として、国際宇宙ステーション「きぼう」日本実験棟において機能性宇宙食を開発するためのフーズビリティ研究を実施した。 費用対効果を勘案し、今年度は知的財産に係る申請を見送ることとした。 <p>【24年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生薬の抗酸化能、野菜・果物の ORAC 値についての共同研究成果を論文として発表した。 茶カテキンを関与成分とする特定保健用食品等による生活習慣病等の予防効果を検証する臨床試験の企画立案を行った。 審査中の特許1件について、費用対効果を考慮し、審査の継続を取りやめた。また、プログラム等創作1件について所内審査を行い、共同開発者と申請について調整を行った。 <p>【25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業と秘密保持契約を締結し、商品開発のための介入試験について助言を行った。 審査中の特許1件について、費用対効果を考慮し、審査の継続を取りやめた。また、プログラム等創作1件について、共同開発者と共同で申請を行った。 				
<p>(4)栄養情報担当者(NR)制度に関する事項</p> <p>栄養情報担当者(以下「NR」という。)認定制度については、既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、第三者機関への業務移管を行うこと。</p>	<p>(4)栄養情報担当者(NR)制度に関する事項を達成するための措置</p> <p>栄養情報担当者(以下「NR」という。)認定制度については、既存の資格取得者、資格取得を目指している者及び栄養情報担当者養成講座の取扱い並びに移管に伴う経過措置等について検討し、第三者機関へ業務を移管する。</p>	<p>【23年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> NR認定制度の第三者機関の移管先を決定し、移管先と協議を行い、平成27年7月までに移管を終えることで合意した。また、パブリックコメントを募集し、移管に係るプロセスに反映させるとともに、移管についてNR及びNR養成講座に対して文書にて通知した。 第三者機関に移管を行うまでの間、有資格者及び資格取得を目指している者の不利益とならないよう、全国6ヶ所において研修会を開催し、NRのスキルアップのための支援を行った。 NR認定試験を実施し、平成23年7月に583名が合格者し、累計5,271名のNRを認定した。 NR認定試験受験資格確認試験を実施し、平成23年12月に68名がNR認定試験受験資格を取得した。 健康食品管理士認定協会との協力により、引き続き認定・更新に必要な単位の取得機会を増した <p>【24年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> NR認定試験を実施し、平成24年7月に404名が合格者し、累計5,675名となった。 NR資格保有者の第三者機関の移籍作業を平成24年4月より開始し、平成24年度は766名が移籍した。 第三者機関に移籍を行うまでの間、有資格者の不利益とならないよう、全国6ヶ所において研修会を開催し、健康食品を取り巻く最新の情報やトピックなどNRのスキルアップのための支援を行った。 日本臨床栄養協会及び日本食品安全協会との協力により、引き続き認定・更新に必要な単位の取得機会を増やした。 移籍していない有資格者に対して、移籍に係る情報提供を平成24年12月に行った。 <p>【25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> NR資格保有者の第三者機関の移籍作業を平成24年4月より開始し、平成25年度は708名が移籍した。 第三者機関に移籍を行うまでの間、有資格者の不利益とならないよう、全国6ヶ所において研修会を開催し、健康食品を取り巻く最新の情報やトピックの提供などNRのスキルアップのための支援を行った。 日本臨床栄養協会及び日本食品安全協会との協力により、引き続き認定・更新に必要な単位の取得機会を増やした。 移籍していない有資格者に対して、移籍に係る情報提供を平成25年12月に行った。 	A 3.62	A 3.62	A 3.60	A 3.61

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25	
<p>3. 情報発信の推進に関する事項</p> <p>(1) 研究所として総合的な情報発信を行うための体制を強化し、対外的な業務の推進を図ること。</p> <p>(2) 研究所の活動状況に関する情報をホームページを介して広く公開すること。</p> <p>(3) 研究所の諸活動及び研究業績については、研究所報告やニュースレターの刊行及び電子メディアでの配信により公開すること。</p> <p>(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報の提供は、ホームページ等を活用し積極的に行うことにより、その充実を図ること。</p>	<p>3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 総合的な情報発信を効果的に実施するための内部組織の連携を充実させ、対外的な業務の推進を図るための組織整備を行う。</p> <p>(2) ホームページによって研究所の活動状況を積極的に発信し、利用対象者を考慮した掲載内容の充実を図る。ホームページアクセス件数は、中期目標期間中、毎年300万件程度を維持させる。</p> <p>(3) 研究所の諸活動及び研究業績については、毎年度1回研究所報告としてとりまとめるとともに、最新の研究成果やトピックス等を紹介したニュースレターを年4回刊行する。 また、これらについては、ホームページ上で公開するとともに、電子メディアでの配信も行う。</p> <p>(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報の提供は、ホームページ等の充実を図り、積極的に活用を行う。</p>	<p>【23年度実績】 外部に情報発信している複数のページについて、閲覧対象者ならびに研究所内の業務を考慮した見直しを行い、その結果をもとにホームページを再構築した。</p> <p>【24年度実績】 外部に発信している複数の情報ページに関して、研究所としての効果的な情報発信のあり方について委員会等で議論した。その結果を踏まえて、本年度はホームページを新しいデザインに変更した。</p> <p>【25年度実績】 インターネット等情報発信の受け側の状況の変化を考慮して、Facebook, Twitter等新たな形態による情報発信を行った。</p> <p>【23年度実績】 所内の活動内容・成果等をホームページやメールニュースの形で約1,900名の読者(登録者数は約1,900名)に4回配信した。また、ホームページにおいて、研究所の最新情報をWhat's Newの形で約60件掲載した。</p> <p>【24年度実績】 当研究所の各部の活動内容・成果等をホームページ等で積極的に配信した。また栄養・食品や栄養に関して出された国内外の最新の論文情報をホームページに追加・更新した。</p> <p>【25年度実績】 当研究所の各部の活動内容・成果等をホームページ等で積極的に配信した。また国内外の最新の論文情報をホームページに追加・更新した。</p> <p>【23年度実績】 研究活動及び研究業績を1回刊行。『健康・栄養ニュース』を年4回(季刊)刊行し、ホームページを介して電子媒体でも配信(登録者数は約1,900名)。さらに、フェイスブック、ツイッター等を利用して情報提供に努めた。ホームページ等を活用して、当研究所の研究成果や関連情報、研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報を開示。さらに、フェイスブック、ツイッター等を利用して情報提供に努めた。</p> <p>【24年度実績】 研究所の活動及び研究業績について、ホームページを介して迅速に情報提供し、年1回の研究所報告にまとめて刊行した。また、『健康・栄養ニュース』を年4回(季刊)刊行し、それを電子媒体により配信した。</p> <p>【25年度実績】 研究所の活動及び研究業績について、ホームページを介して迅速に情報提供し、年1回の研究所報告にまとめて刊行した。また、『健康・栄養ニュース』を年4回(季刊)刊行し、それを電子媒体により配信した。ホームページ等を活用して、研究所の諸規程、その他の必要な情報開示を行ったとともに、研究員の募集を掲載し、広く有能な人材を求めた。</p>	A 4.37	S 4.50	S 4.80	S 4.55
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置</p>					

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25	
<p>1. 運営体制の改善に関する事項</p> <p>(1) 研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡調整を密にし、内部統制を強化すること。</p> <p>(2) 研究企画及び評価に関わる機能及び体制の強化を図り、研究業務の包括的、計画的な実施を進めること。</p>	<p>1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡調整を密にし、内部統制を強化する。 また、研究所運営に対する研究所職員の意識を高めるため、研究所運営に関する必要な情報の共有化を図る。</p> <p>(2) 研究部門間での連携を強め、異なる研究分野からの情報や研究手法を積極的に利用して戦略的な事業の立案・実施を図る。</p>	<p>【平成23年度実績】</p> <p>① 効率的な組織運営を行うため、以下の委員会の役割を明確にし、定期的または必要に応じて臨時に開催し、研究所業務の円滑な推進を図った。</p> <p>幹部会議 51回 運営会議 15回 研究企画委員会 7回 研究倫理審査委員会 16回 利益相反(COI)委員会 1回 所内セミナー 35回</p> <p>② 内部統制の強化及び研究所内の情報伝達をより円滑に行うため、各研究部/センターへの研究進捗状況の聴取、意見交換を行った。(平成25年度まで継続)</p> <p>③ 研究所内の情報共有機能の強化を目指して、上記会議・委員会の内容及び必要な情報等を速やかに所内LANIによって研究所各員に提供した。(平成25年度まで継続)</p> <p>④ 危機管理体制の強化を図るため、理事長より各研究員に至る緊急の連絡体制を整えたとともに、訓練を行いその機動確認を行った。(平成25年度まで継続)</p> <p>【平成24年度実績】</p> <p>① 効率的な組織運営を行うため、以下の委員会の役割を明確にし、定期的または必要に応じて臨時に開催し、研究所業務の円滑な推進を図った。</p> <p>幹部会議 51回 運営会議 17回 研究企画委員会 3回 研究倫理審査委員会 3回 利益相反(COI)委員会 1回 所内セミナー 33回</p> <p>【平成25年度実績】</p> <p>① 効率的な組織運営を行うため、以下の委員会の役割を明確にし、定期的または必要に応じて臨時に開催し、研究所業務の円滑な推進を図った。</p> <p>幹部会議 50回 運営会議 12回 研究企画委員会 9回 研究倫理審査委員会 3回 利益相反(COI)委員会 1回 所内セミナー 28回</p> <p>【平成23年度実績】</p> <p>① 研究部門間での連携を強め、事業の立案・実施に役立てるとともに国内外の最新の研究成果等を知る機会を持てるよう、研究セミナーを毎月1回以上開催し、23年度では総計35回行った。</p> <p>② 研究部門間の相互の意思疎通を図るとともに、事業の立案、推進に役立てるため、研究企画委員会を原則毎月1回、23年度では7回開催した。</p> <p>【平成24年度実績】</p> <p>① 研究部門間での連携を強め、事業の立案・実施に役立てるとともに国内外の最新の研究成果等を知る機会を持てるよう、研究セミナーを毎月1回以上開催し、24年度では総計33回行った。</p> <p>② 研究部門間の相互の意思疎通を図るとともに、事業の立案、推進に役立てるため、研究企画委員会を3回開催した。</p> <p>【平成25年度実績】</p> <p>① 研究部門間での連携を強め、事業の立案・実施に役立てるとともに国内外の最新の研究成果等を知る機会を持てるよう、研究セミナーを毎月1回以上開催するとともに、外来セミナーを3回開催し、25年度では総計28回行った。</p> <p>② 研究部門間の相互の意思疎通を図るとともに、新規の競争資金の獲得するため、研究部門横断的な研究計画を策定するなど事業の立案、推進に役立てるため、研究企画委員会を9回開催した。</p>	B 3.37	A 3.75	A 3.60	A 3.57

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25	
(3)業務の確実な実施のため、各研究・業務に関する内部進行管理及び評価を行うこと。	(3)調査及び研究業務の効率のかつ確実な推進を図るため、所内報告会等により各業務の進捗状況を把握し、適切な評価を行い、その結果を計画的・効率的な業務の遂行に反映させる。 また、所内イントラネットを活用し、業務の進捗状況管理等の効率化を図る。	【平成23年度-平成25年度実績】 ・各研究部の調査・研究の進捗状況等については研究企画委員会等で研究部長から報告が行われた。 ・研究状況については、特に研究部/センター長による中間報告及び最終報告会が行われ、さらに室長による報告会も所内公開で1回開催され、評価が行われた。 ・各研究・業務に関する内部進行管理を強化するため、理事長による各研究部の研究状況に対するヒアリングが行われた。 ・所内LANIによって各研究部・センター間の情報共有、交換が図られた。同時にメーリングリストによって情報共有の促進に努めた。				
(4)法人運営に関して透明性を確保するとともに、国民に向けての説明責任を全うするため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。	(4)独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に則り、積極的な情報公開を行う。	【平成23年度-平成25年度実績】 ・平成14年10月に施行された「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)」等に基づき、重点調査研究、基盤研究等の研究成果をはじめ、中期計画、諸規程等の情報を研究所ホームページで随時公開した。 ・また、研究所ホームページ上で法人ファイル管理簿等の公開を行った。 ・情報公開については、情報公開窓口(事務部庶務課庶務係)を設置し受け付けているが、平成23年度の開示請求はなかった。				
(5)外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費節減や現況資源の有効利用を進めること。	(5)研究所の経営基盤の安定化のため、外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費の節減や研究所の所有する設備等の有効利用を進める。	【平成23年度-平成25年度実績】 ・社会的ニーズに対応した質の高い研究を行うとともに経営基盤の安定化のため、競争的研究資金や受託研究など外部資金の獲得に積極的に取り組んだ。 ・また、研究所の所有する設備等(運動実験施設:プール、運動フロア、各種運動機器、ヒューマンカロリーメーター、骨密度測定装置等)について、共同研究、受託研究等を通じた外部利用を促進し、有効利用を図った。				
2. 研究・業務組織の最適化に関する事項	2. 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置		A 3.75	A 3.87	A 3.80	A 3.80
(1)業務効率化の観点から、研究部組織体制の見直しを行い、その最適化を図ること。	(1)重点化する調査研究及び法定業務に関して、業務量や集中的に遂行すべき時期等を勘案しながら研究及び業務チームを組織する。 非公務員型の利点を生かして柔軟に組織の見直し・改編を行うこととし、研究所の組織や研究内容を国民により分かりやすくするため、従来のプログラム、プロジェクト体制を研究部、研究室に改組する。 また、組織の見直し・改編後、毎年、その効果を検証するとともに検証結果を公表する。	【平成23年度実績】 ・平成23年度は第3期中期計画の初年度であり、第2期中期計画の組織(プログラム-プロジェクト制)から研究部-研究室制に改組し、組織と研究内容を国民にわかりやすいものとした。 ・WHOに申請中のWHO栄養・身体活動協力センター(以下「WHO協力センター」という。)としての研究を推進するため、「WHO-CC推進プロジェクトチーム」を設置し、WHO協力センターの対外組織である「栄養・身体活動国際協力ユニット」と連携を図ったほか、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響による、被災地における被災者の健康・栄養問題に対応するため、「震災被災者健康・栄養調査研究プロジェクトチーム」を設置し、被災者の支援に努めた。 ・研究所の組織を部室制としたことにより、組織と研究内容が国民により分かりやすいものとなった。 【平成24年度実績】 ・研究業務を円滑に進め、第3期中期計画をより確実に遂行するため、一部研究室の再構成を行った。 ・健康食品の安全性・有効性情報データベースについては厚生労働省新開発食品保健対策室、特別用途食品・栄養療法エビデンス情報については栄養士会との連携に努め、データベースの更新と提供を行った。(平成24年度まで継続) ・研究所の組織の一部を再構成したことにより、研究業務をより円滑に運営することができた。 【平成25年度実績】 ・研究業務を円滑に進めるため、研究員等の人事異動を行い、研究室の強化を図った。				
(2)民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除して研究の効率化を目指すとともに、他の研究機関との連携のあり方について検討を行い、連携・交流を進め、人材の養成と資質の向上に努めることにより、組織・研究の活性化を図ること。	(2)民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除して研究の効率化を図る。他の研究機関との連携のあり方について検討を行い、研究員の連携・交流を進め、人材の養成と資質の向上に努めることにより、組織・研究の活性化を図る。	【平成23年度実績】 ・民間企業、大学、その他の研究機関からの研究者(客員研究員、協力研究員、研修生)の受け入れは、それぞれ39名(中国1名、アメリカ1名を含む)、28名(韓国1名を含む)、37名であり、その他短期の受入れ等を通じて、人材の養成に寄与するとともに、研究所の活性化につなげた。 ・一方、それらの機関への研究所職員の派遣に関しては、大学の客員教授や非常勤講師、大学での特別講義の実施等を55件実施した。 【平成24年度実績】 ・民間企業、大学、その他の研究機関からの研究者(客員研究員、協力研究員、研修生)の受け入れは、それぞれ39名(中国2名を含む)、32名(韓国1名を含む)、40名(ボスニア・ヘルツェゴビナ1名を含む)であり、その他短期の受入れ等を通じて、人材の養成に寄与するとともに、研究所の活性化につなげた。 ・一方、それらの機関への研究所職員の派遣に関しては、大学の客員教授や非常勤講師、大学での特別講義等を49件実施した。 【平成25年度実績】 ・民間企業、大学、その他の研究機関からの研究者等(客員研究員、協力研究員、研修生)の受け入れは、それぞれ54名(中国2名、韓国、アメリカ、マレーシア各1名を含む)、42名(マレーシア1名を含む)、30名であり、その他短期の受入れ等を通じて、人材の養成に寄与するとともに、研究所の活性化につなげた。 ・一方、それらの機関への研究所職員の派遣に関しては、大学の客員教授や非常勤講師、大学での特別講義等を44件実施した。				

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25	
<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項</p> <p>(1)重点的に行う研究及び法律に基づく業務に対して適切に職員を配置し、効率的に研究業務を行うこと。なお、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入に伴う要員の見直し及び、研究所におけるNR認定制度業務の廃止に伴う要員の合理化を図ること。</p> <p>(2)研究職員の個人評価の結果を昇給・昇任等、給与面に反映させること。</p>	<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1)重点化する調査研究及び法定業務に対して適切に職員を配置し、効率的に研究業務を行う。 なお、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入及びNR認定制度業務の廃止に伴う要員の見直しや合理化を図る。</p> <p>(2)非公務員型のメリットを最大限に活かした柔軟な人事システムを構築し、研究職員の個人評価の結果を昇給・昇任等の処遇及び給与面に反映させる。</p>	<p>【平成23年度実績】</p> <p>①当研究所が重点的に取り組むべき課題である、食事摂取基準の策定、食品分析及び国民健康・栄養調査関連の調査研究業務を中心に研究員等の適正配置を行うとともに、東日本大震災後の被災者支援のためのプロジェクトチームを立ち上げ、実際に被災地に出向き、災害時の栄養・食生活支援マニュアルを策定するなど、被災者支援に努めた。特別研究員については7名(平成24年3月30日現在)を配置し、重点研究の遂行を中心に活用しているところである。</p> <p>②研究補助員についても、各研究部及びセンターの業務量を勘案しつつ、必要な人材を確保するなど、研究・業務の適正な実施体制を整備した。</p> <p>なお、平成24年3月30日現在の研究員等は、常勤研究員31名(任期付研究員14名を含む。)、特別研究員7名、流動研究員5名、客員研究員39名、協力研究員28名、その他技術補助員47名及び研修生36名である。</p> <p>【平成24年度実績】</p> <p>①当研究所が重点的に取り組むべき課題である、食事摂取基準の策定、食品分析及び国民健康・栄養調査関連の調査研究業務を中心に研究員等の適正配置を行うとともに、引き続き東日本大震災後の被災者支援のためのプロジェクトメンバーが実際に被災地に出向き、仮設住宅居住者における食料の調達や身体活動の状況の把握など、被災者支援に努めた。特別研究員については7名(平成25年3月30日現在)を配置し、重点研究の遂行を中心に活用しているところである。</p> <p>②研究補助員についても、各研究部及びセンターの業務量を勘案しつつ、必要な人材を確保するなど、研究・業務の適正な実施体制を整備した。</p> <p>なお、平成25年3月30日現在の研究員等は、常勤研究員30名(任期付研究員15名を含む。)、特別研究員7名、流動研究員6名、客員研究員39名、協力研究員32名、その他技術補助員45名及び研修生40名である。</p> <p>【平成25年度実績】</p> <p>①当研究所が重点的に取り組むべき課題である、食事摂取基準の策定、食品分析及び国民健康・栄養調査関連の調査研究業務を中心に研究員等の適正配置を行うとともに、引き続き東日本大震災後の被災者支援のためのプロジェクトメンバーが実際に被災地に出向き、仮設住宅居住者における食料の調達や身体活動の状況の把握など、被災者支援に努めた。特別研究員については4名(平成26年3月30日現在)を配置し、重点研究の遂行を中心に活用しているところである。</p> <p>②研究補助員についても、各研究部及びセンターの業務量を勘案しつつ、必要な人材を確保するなど、研究・業務の適正な実施体制を整備した。</p> <p>なお、平成26年3月30日現在の研究員等は、常勤研究員29名(任期付研究員18名を含む。)、特別研究員4名、流動研究員8名、客員研究員54名、協力研究員42名、その他技術補助員46名及び研修生30名である。</p> <p>【平成23年度実績】</p> <p>①非公務員化の特性と公的な法人であることの両面性に配慮しつつ、民間企業等との共同研究の成果を商品開発や効果的なサービスの提供等に結びつけるための方策を検討し、さらに連携を促進させるため、倫理規定等を遵守しつつ、兼業を促進した。</p> <p>②各研究員については、策定した人事評価マニュアルに基づき所属する研究部やセンターの中間実績及び年度末実績、並びにそれらへの貢献度及び研究業績を上司の段階的な評価に基づき昇給昇格あるいは勤勉手当の算定に際して考慮した。</p> <p>【平成24年度実績】</p> <p>①非公務員化の特性と公的な法人であることの両面性に配慮しつつ、民間企業等との共同研究の成果を商品開発や効果的なサービスの提供等に結びつけるための方策を検討し、さらに連携を促進させるため、倫理規定等を遵守しつつ、兼業を促進した。</p> <p>②各研究員については、所属する研究部やセンターの中間実績及び年度末実績、並びにそれらへの貢献度及び研究業績を上司の段階的な評価に基づき昇給昇格あるいは勤勉手当の算定に際して考慮した。</p> <p>【平成25年度実績】</p> <p>①非公務員化の特性と公的な法人であることの両面性に配慮しつつ、民間企業等との共同研究を積極的に行った。</p> <p>②各研究員については、所属する研究部やセンターの中間実績及び年度末実績、並びにそれらへの貢献度及び研究業績を上司の段階的な評価に基づき昇給昇格あるいは勤勉手当の算定に際して考慮した。</p>	A 4.00	A 3.75	A 4.00	A 3.91

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25	
(3) 研究職員の流動化計画に沿って原則公募制・任期制により採用を行い、研究者層の向上を図ること。	(3) 研究員の採用に当たっては、「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、原則として公募制、任期付の採用を行う。 研究所が重点的に推進する調査及び研究業務が着実に成果が挙げられるよう、資質の高い人材を広く求める。また、資質の高い人材については、任期中の実績評価に基づき、任期を付さない形での採用を行う。 さらに、外国人及び女性研究者が業務に従事しやすい環境づくりを推進し、外国人及び女性研究者の採用も可能な限り行う。	【平成23年度実績】 ①平成13年度の独立行政法人化以来、平成23年度末までに任期付研究員として採用した者は28名であった。任期付研究員の採用にあたっては、平成18年3月に策定した「研究者の流動化計画」に沿って、原則公募による採用を行っている。 ②平成23年度は、中長期的な視点から研究所にとって必要な人材を公募し、現在の研究体制に十分貢献でき、かつ研究や業務の性質、行政・社会的ニーズに対応することができる研究者を2名採用した。平成23年度末現在、常勤研究員31名のうち、女性研究員は2名の部長級を含め13名となった。 ③研究職員においてはフレックスタイム制を活用する等により、個人の生活にも適合し、研究業務に従事しやすい環境づくりに取り組んでいる。 【平成24年度実績】 ①平成13年度の独立行政法人化以来、平成24年度末までに任期付研究員として採用した者は32名であった。任期付研究員の採用にあたっては、平成18年3月に策定した「研究者の流動化計画」に沿って、原則公募による採用を行っている。 ②平成24年度は、中長期的な視点から研究所にとって必要な人材を公募し、現在の研究体制に十分貢献でき、かつ研究や業務の性質、行政・社会的ニーズに対応することができる研究者を4名採用した。平成24年度末現在、常勤研究員30名のうち、女性研究員は2名の部長級を含め15名となった。 ③研究職員においてはフレックスタイムや育児休業を活用する等により、個人の生活にも適合し、研究業務に従事しやすい環境づくりに取り組んでいる。 【平成25年度実績】 ①平成13年度の独立行政法人化以来、平成25年度末までに任期付研究員として採用した者は34名であった。任期付研究員の採用にあたっては、平成18年3月に策定した「研究者の流動化計画」に沿って、原則公募による採用を行っている。 ②平成25年度は、中長期的な視点から研究所にとって必要な人材を公募し、現在の研究体制に十分貢献でき、かつ研究や業務の性質、行政・社会的ニーズに対応することができる研究者を2名採用した。平成25年度末現在、常勤研究員29名のうち、女性研究員は2名の部長級を含め17名となった。 ③平成25年度において、研究員2名の採用、3名の採用内定を行い、4名が女性研究者であり、また、1名が外国人研究者であった。研究職員においてはフレックスタイムや育児休業を活用する等により、個人の生活にも適合し、研究業務に従事しやすい環境づくりに取り組んでいる。				
(4) 事務職員についても適切に評価を行い、資質の向上と業務の効率化を図ること。	(4) 事務職員の質の向上を図るため、研究員と同様に評価を行うこととし、その評価システムとして研究所の人事評価制度に基づく総合的評価を行い、その結果を昇給・昇任等に反映する。 ※人事に関する指標 期末の常勤職員数は、期初の100%を上限とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 45名 期末の常勤職員数 45名(以内) (参考2) 中期目標期間中の人件費総額 2,139百万円(見込) ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際派遣職員給与に相当する範囲の費用である。	【平成23年度実績】 事務職員について、職員の資質、仕事に対する意欲、取組姿勢等に関する所属課長及び事務部長による段階的評価を人事評価マニュアルに基づき行うとともに、評価結果を昇給や勤労手当の算定等に反映させた。 【平成24年度実績】 事務職員について、職員の資質、仕事に対する意欲、取組姿勢等に関する所属課長及び事務部長による段階的評価を人事評価マニュアルに基づき行うとともに、評価結果を昇給や勤労手当の算定等に反映させた。 【平成25年度実績】 事務職員について、職員の資質、仕事に対する意欲、取組姿勢等に関する所属課長及び事務部長による段階的評価に基づき昇給や勤労手当の算定等に反映させた。				

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25	
<p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項</p> <p>(1)業務の効率化を図るため、事務書類の簡素化、電子化、事務作業の迅速化を進めるとともに、定型的な業務でアウトソーシング可能なものについては外部委託を行うこと。</p> <p>(2)事務職員については、研修会やマネジメントセミナー等を通じ、研究所経営への参加意識を高めるとともに、業務意識の高揚を図ること。</p> <p>(3)業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図ること。</p>	<p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1)業務効率化の観点から、事務の迅速化、簡素化、電子化等を推進する。さらに、定型的な業務で外部委託が可能なものについては積極的に進める。</p> <p>(2)事務職員については、研究所で働く者として必要な法令・知識を習得するための各種研修会やセミナー等への参加を充実させ、職員が働きやすく自己能力を最大限発揮できるような職場環境の整備を推進する。これにより、研究所経営への参加意識を高め、職員の資質の向上及び業務効率化の一層の推進を図る。</p> <p>(3)業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図る。</p>	<p>【平成23年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務業務の効率化をさらに図るため、管理部門における業務効率化を促進し、職員を1名削減した。 ・定型的な業務については、平成22年度に引き続き外部委託を行った。 <p>【平成24年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の効率化を図るため、定型的な業務については、平成23年度に引き続き外部委託を行った。 ・医薬基盤研究所との統合を踏まえ、管理部門の組織や業務の効率化について検討を行ったが、平成25年1月統合は凍結された。 <p>【平成25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の効率化を図るため、定型的な業務については、平成24年度に引き続き外部委託を行った。 ・医薬基盤研究所との統合については、平成25年12月の閣議決定を踏まえ、統合後の管理部門の組織や業務の効率化について検討を開始するとともに、医薬基盤研究所との協議を開始した。 <p>【平成23年度-平成25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の資質向上や円滑な業務遂行を図るため、情報公開等に関する研修会、独立行政法人の業務運営に関するセミナー、人事労務セミナー、共済組合実務研修等に事務職員を参加させた。 ・職員が働きやすく自己能力が最大限発揮できるよう、OA機器の更新等、職場環境の整備・充実を図った。 <p>【平成23年度-平成25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イントラネットを活用して業務・システムの最適化・効率化に努めた。 	A 3.75	A 3.87	A 4.00	A 3.87
<p>5. 評価の充実に関する事項</p> <p>(1)毎年度内部評価委員会において、主要な研究業務に関して内部評価を実施すること。</p> <p>(2)第三者による外部評価委員会により、年度計画の事前及び事後評価を行うこと。</p> <p>(3)評価に関する結果は、ホームページで公開すること。</p>	<p>5. 評価の充実に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1)毎年度内部評価委員会を開催し、主要な研究業務に関して、内部評価を実施し、研究業務の確実な実施及び効率化に資する。</p> <p>(2)柔軟かつ競争的で開かれた調査及び研究環境の実現や経営資源の重点的・効率的配分に資するため、外部の専門家等の評価者による外部評価を毎年度2回程度実施する。</p> <p>(3)内部及び外部評価結果は、ホームページ上で公表するとともに、組織や施設・設備の改廃等を含めた予算・人材等の資源配分に反映させる等、調査及び研究活動の活性化・効率化に積極的に活用する。</p>	<p>【平成23年度-平成25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各研究部及びセンターの実績については、中間報告会(毎年11月)及び外部評価委員会(毎年3月)において所内公開で報告を行った。 ・各研究室の報告については毎年11月に研究部/センターの報告に併せて行うとともに、進捗状況等に応じ研究計画の修正等を行った。 ・これらの報告及び中期目標・計画や年度計画に沿った研究及び業務の進捗状況に基づき、各研究部/センターの中間評価及び年度末評価を行った。 <p>【平成23年度-平成25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年3月に年度実績に関する外部有識者による事後評価と併せて、翌年度計画についての事前評価を受けた。 <p>【平成23年度-平成25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①イントラネットを活用して内部及び外部評価の結果を所員に効率的に伝え、研究所に求められている方向性や課題等の共通理解を促し、研究及び業務の内容改善等につなげた。 ②評価結果を踏まえて、役員等による予算や研究者の確保について研究資源の配分等に反映した。 	A 3.50	A 3.50	B 3.40	B 3.46

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25	
(4)研究職員について自己点検・評価を行うとともに、できるだけ客観的な指標に基づく評価を毎年実施すること。	(4)研究員については、自己点検・評価を行うとともに、可能な限り客観的な指標に基づき評価を行う。 また、理事長は自ら全研究員との面談を行い、適切かつ公平な評価を行う。 さらに、評価の結果は各職員にフィードバックするとともに、所内イントラネットを活用して、各研究の研究業績を公開し、評価の透明性の確保に努める。	【平成23年度実績】 ①業績等研究成果のデータベースへの登録件数は853件(取材、審議会委員等も含む単純集計。参考:平成22年度は896件、平成21年度は1,289件、平成20年度は1,185件、平成19年度は1,323件、平成18年度は1,697件)であった。 ②各研究員の業績については、主に研究部内での貢献及び研究目的の達成という観点から各研究部長/センター長、研究企画評価主幹及び理事長がその評価を行った。 【平成24年度実績】 ①業績等研究成果のデータベースへの登録件数は804件(取材、審議会委員等も含む単純集計。参考:平成23年度は853件、平成22年度は896件、平成21年度は1,289件、平成20年度は1,185件、平成19年度は1,323件、平成18年度は1,697件)であった。 ②各研究員の業績については、主に研究部内での貢献及び研究目的の達成という観点から各研究部長/センター長、研究企画評価主幹及び理事長がその評価を行った。 【平成25年度実績】 ①各研究員の業績については、所内LAN「業績等登録システム」に登録し、自らの調査研究及び業務の成果について点検を行い、他の研究員にも公開した。(622件)また、その成果の一部はホームページのマンスリーレポートで広く公開している。 ②各研究員の業績については、主に研究部内での貢献及び研究目的の達成という観点から各研究部長/センター長、研究企画評価主幹及び理事長がその評価を行った。				
6. 業務運営全体での効率化 (1)一般管理費(運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費は除く。)については、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として10%以上の削減を達成すること。 (2)人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日)に基づき平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとした人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。併せて、研究所の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与との在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。	6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置 (1)一般管理費(運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費を除外。)については、中期目標期間中、毎年度、2%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として10%以上の削減を達成する (2)人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日)に基づき平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとした人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。また、平成24年度以降の総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すとともに、毎年度1%以上の削減を行う。ただし、以下の人員に係る人件費は、上述の人件費改革における削減対象から除外する。 ① 国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者 ② 運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国家上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。) さらに、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与との在り方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組む。なお、職員の給与水準については、21年度の対国家公務員指数が97.4であることを踏まえ、この水準を引き続き維持することとして、その検証結果や取組状況を公表する。	【平成23年度実績】 ・一般管理費については、所要の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、東日本大震災による電気の使用制限のため光熱水料が減額したこと、また、事務用複写機の保守契約の見直し等を行い、平成22年度実績と比べ、6.8%の削減を行い、年度計画を達成した。 【平成24年度実績】 ・一般管理費については、所要の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、事務補助員1名の削減を行うこと等により、平成22年度実績と比べ、8.9%減(平成23年度実績と比べ2.3%減)となり、年度計画を達成した。 【平成25年度実績】 ・一般管理費については、所用の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、不要な複写機の廃止を行うなどにより削減に努め、平成22年度実績と比べ、11.6%減(平成24年度実績と比べ2.9%減)となり、年度計画を達成した。 【平成23年度実績】 人件費(退職手当及び法定福利費を除く。)については、所要の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、人事異動の際に積極的に若い職員を配置するなどの改善を図り、平成22年度実績と比べ、2.4%の削減を行い、年度計画を達成した。 【平成24年度実績】 人件費(退職手当及び法定福利費を除く。)については、所要の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、人事異動の際に積極的に若い職員を配置するなどの改善を図り、平成22年度実績と比べ、13.4%(平成23年度比11.3%)の削減を行い、年度計画を達成した。なお、13.4%には、国家公務員の給与減額特例法に準じた減額支給措置による減額率(8.7%)が含まれる。 【平成25年度実績】 人件費(退職手当及び法定福利費を除く。)については、所要の削減率を見込んだ予算を計上するとともに、人事異動の際に積極的に若い職員を配置するなどの改善を図り、平成22年度実績と比べ19.1%の削減を行い、年度計画を達成した。また、平成25年度の給与水準のラスパイレス指数(地域・学歴勘案)は97.4となり年度計画を達成した。	A 4.00	A 4.12	S 4.60	A 4.24

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25	
<p>(3)業務経費(運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。)については、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として5%以上の削減を達成すること。</p> <p>(4)契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施すること。 なお、研究事業に係る調達については、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求すること。</p>	<p>(3)業務経費(運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。)については、中期目標期間中、毎年度、1%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として5%以上の削減を達成する。</p> <p>(4)契約については、以下の取り組みによりその適正化を推進する。 ア 契約は、原則として一般競争入札等によることとする。 イ 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表する。 ウ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 エ 会計監事による定期的な監査により、入札・契約の適正な実施について点検を受ける。 オ 契約監視委員会において、契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性等を事前審査する。</p>	<p>【平成23年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務経費については、所要の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、東日本大震災による研究業務の停止及び縮小等があったこと、また、研究機器のリース期間満了後、新規リースを行わず、再リースで対応したこと等により、平成22年度実績と比べ、18.5%の削減を行い、年度計画を達成した。 <p>【平成24年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務経費については、所要の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、研究資材の節約などにより削減に努め、平成22年度実績と比べ、16.5%減(平成23年度実績と比べ2.5%増)である。前年度と比較すると使用不能となった備品の更新を行ったため増加しているが、中期計画は達成している。 <p>【平成25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務経費については、所用の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、消耗品、備品の共同利用など経費削減に努め、平成22年度実績と比べ、24.5%減(平成24年度実績と比べ、9.7%減)となり、年度計画を達成した。 <p>【平成23年度-平成25年度実績】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①一般競争入札については、仕様書の業務内容を具体的に分かりやすく記載し、特定の者が有利となる仕様(しないよう配慮を行い、発注単位についても、発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とした。また、公告期間は、可能な限り土、日、祝日を除いて15日間を確保し、これらを踏まえ実施したところである。 ②1者応札の案件については、原因を確認するとともに、参加要件及び公告期間の見直しを行い、より多くの業者が参入できるように改善に努めた。 ③契約監視委員会及び会計監事による月次監査において、契約の適正性に関する事後評価を実施しているところであり、契約の改善状況のフォローアップ及び調達情報等をホームページにて公開している。また、契約監視委員会では、100万円以上(貸借借は80万円以上)の契約案件を対象に契約方式の適切性及び仕様書の内容等について事前審査を行っている。 				
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項</p> <p>(1)運営費交付金以外の競争的研究資金については、中期目標期間の最終年度までに、研究資金の50%以上の獲得を達成すること。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1)運営費交付金以外の競争的研究資金については、中期目標期間中、研究資金の50%以上を目標に積極的な獲得を図り、外部研究資金、その他の競争的資金の募集等に積極的に参加し、その増加に努める。</p>	<p>【平成23年度実績】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当研究所における質の高い研究課題を選定し、これらの課題に重点をおき、厚生労働省や文部科学省の科学研究費補助金等の外部資金等の獲得に努め、23年度の外部研究資金は研究資金の42.3%であった。 ②国や民間企業等からの受託調査研究については、研究目的や発展性に照らしながら、その内容や必要性を精査した上で適当とみなされるものについては積極的に受け入れた。また、外部研究資金の獲得にあたっては、平成23年度は64件で過去2力年の平均73.5件の87%となり、80%以上となった。 <p>【平成24年度実績】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当研究所における質の高い研究課題を選定し、これらの課題に重点をおき、厚生労働省や文部科学省の科学研究費補助金等の外部資金等の獲得に努め、24年度の外部研究資金は研究資金の46.75%であった。 ②国や民間企業等からの受託調査研究については、研究目的や発展性に照らしながら、その内容や必要性を精査した上で適当とみなされるものについては積極的に受け入れた。また、外部研究資金の獲得にあたっては、平成24年度は71件で過去2力年の平均65.5件の108%となり、80%以上の目標を達成した。 <p>【平成25年度実績】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当研究所における質の高い研究課題を選定し、これらの課題に重点をおき、厚生労働省や文部科学省の科学研究費補助金等の外部資金等の獲得に努め、25年度の外部研究資金は研究資金の54.39%であった。 ②国や民間企業等からの受託調査研究については、研究目的や発展性に照らしながら、その内容や必要性を精査した上で適当とみなされるものについては積極的に受け入れた。また、外部研究資金の獲得にあたっては、平成25年度は78件で過去2力年の平均68件の115%となり、80%以上の目標を達成した。 	B 3.00	B 3.37	A 4.00	B 3.45

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果			暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25	
(2)各種研究から生じる知的財産(特許権等)の有効活用及び研究成果等の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の増加を図ること。	(2)各種研究から生じる知的財産(特許権等)の有効活用並びに研究成果、さらには国民健康・栄養調査結果等の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の増加を図る。 また、「独立行政法人国立健康・栄養研究所施設・設備等利用規程」に基づき、地域住民等への施設開放を行い、研究所の設備等の効率的な利用に努め、併せて自己収入の増加に寄与する。	【平成23年度実績】 ①審査中の特許1件について、費用対効果を考慮し、審査の継続を取りやめた。また、当所が共同保有していた実用新案権、意匠登録権各1件について、権利維持に係る費用対効果を考慮し、権利を放棄した。 ②当研究所が監修を行った書籍(「健康・栄養科学シリーズ」等)及びソフトから印税収入等を得るとともに、「国民健康・栄養の現状 平成21年版」について出版契約を締結し、自己収入の確保に努めた。 ③研究のための基礎的データ収集のため、協力が得られる方に対して、運動フロアやプール等の施設開放を積極的に行い、自己収入の確保を図るとともに、施設・設備の効率的活用に努めた。①審査中の特許1件について、費用対効果を考慮し、審査の継続を取りやめた。また、当所が共同保有していた実用新案権、意匠登録権各1件について、権利維持に係る費用対効果を考慮し、権利を放棄した。 ④当研究所が監修を行った書籍(「健康・栄養科学シリーズ」等)及びソフトから印税収入等を得るとともに、「国民健康・栄養の現状 平成21年版」について出版契約を締結し、自己収入の確保に努めた。 ⑤研究のための基礎的データ収集のため、協力が得られる方に対して、運動フロアやプール等の施設開放を積極的に行い、自己収入の確保を図るとともに、施設・設備の効率的活用に努めた。 【平成24年度実績】 ①審査中の特許1件について、費用対効果を考慮し、審査の継続を取りやめた。 ②当研究所が監修を行った書籍(「健康・栄養科学シリーズ」等)及びソフトから印税収入等を得て、自己収入の確保に努めた。 ③研究のための基礎的データ収集のため、協力が得られる方に対して、運動フロアやプール等の施設開放を積極的に行い、自己収入の確保を図るとともに、施設・設備の効率的活用に努めた。 【平成25年度実績】 ①審査中の特許1件について、費用対効果を考慮し、審査の継続を取りやめた。 ②当研究所が監修を行った書籍(「健康・栄養科学シリーズ」等)から印税収入等を得て、自己収入の確保に努めた。				
2. 経費の抑制に関する事項	2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置					
(1)各部門において、常勤職員の人件費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図ること。	(1)各部門において、常勤職員の人件費を含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図る。	【平成23年度実績】 各研究部/センターの常勤職員の人件費及び業務費のコスト管理について、監事による月次の会計監査及び幹部職員で構成する運営会議で分析・評価を行うとともに、その内容を研究部に限らず職員全員に周知徹底を図り、コスト意識の向上について啓発を行った。 【平成24年度実績】 各研究部/センターの常勤職員の人件費及び業務費のコスト管理について、監事による月次の会計監査及び幹部職員で構成する運営会議で分析・評価を行うとともに、その内容を研究部に限らず職員全員に周知徹底を図り、コスト意識の向上について啓発を行った。 【平成25年度実績】 各研究部/センターの常勤職員の人件費及び業務費のコスト管理について、監事による月次の会計監査及び幹部職員で構成する運営会議で分析・評価を行うとともに、その内容を研究部に限らず職員全員に周知徹底を図り、コスト意識の向上について啓発を行った。また、光熱水料の値上げ及び省エネに対応するため、研究所全体で省エネ。節電等の無駄削減に取り組んだ。	A 3.87	A 3.62	A 3.80	A 3.76
(2)研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の削減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費の削減を図ること。	(2)研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の削減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費の削減を図る。	【平成23年度実績】 ・施設・設備や検査機器等の共同利用をさらにを行い、コストの削減を行った。 ・引き続き、国民健康・栄養調査のデータ入力、栄養情報担当者資格試験の試験監督業務及び血液検査等の業務について、アウトソーシング及び研究機器のリース終了後の再リースの実施を行い、人的コスト及び経費の削減を行った。 【平成24年度実績】 ・施設・設備や検査機器等の共同利用をさらにを行い、コストの削減を行った。 ・引き続き、国民健康・栄養調査のデータ入力、栄養情報担当者資格試験の試験監督業務及び血液検査等の業務について、アウトソーシング及び研究機器のリース期間終了後の再リースの実施を行い、人的コスト及び経費の削減を行った。 【平成25年度実績】 ・施設・設備や検査機器等の共同利用をさらにを行い、コストの削減を行った。 ・引き続き、国民健康・栄養調査のデータ入力及び血液検査等の業務について、アウトソーシング及び研究機器のリース終了後の再リースに加え、事務機器の廃止を行い、人的コスト及び経費の削減を行った。				

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成23年度～25年度)の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H23	H24	H25		
	<p>第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別紙1のとおり。</p> <p>2. 収支計画 別紙2のとおり。</p> <p>3. 資金計画 別紙3のとおり。</p> <p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1. 限度額 100,000,000円</p> <p>2. 想定される理由 ア 運営費交付金等の受入れの遅延等による資金の不足 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給 ウ その他不測の事態により生じた資金の不足</p> <p>第6 重要な資産を譲渡、又は担保に供するときは、その計画 該当なし。</p> <p>第7 剰余金の使途 ア 研究環境の整備に係る経費 イ 職員の資質向上に係る経費 ウ 知的財産管理、技術移転に係る経費 等</p>						
<p>第5 その他の業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他の業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)セキュリティの確保 「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>第8 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置</p> <p>(1)セキュリティの確保 情報システムに係る情報のセキュリティの確保に努める。</p> <p>(2)施設及び設備に関する計画 該当なし。</p> <p>(3)積立金処分に関する事項 該当なし。</p>	<p>【平成23年度実績】 情報セキュリティ確保のために、セキュリティ用ハードウェアのアップデートを月1回行い監視体制の強化を継続するとともに、年6回のセキュリティ講習会(感染研と共同開催)、年2回のセキュリティ監査(1回は感染研と共同実施)を実施した。</p> <p>【平成24年度実績】 情報セキュリティ確保のために、セキュリティ用ハードウェアのアップデートを月1回行い監視体制の強化を継続するとともに、年11回のセキュリティ講習会(うち6回は感染研と共同開催)、年12回のセキュリティ監査会社によるチェックを実施した。また、「セキュリティ対策実施手順書」の改定を行った。</p> <p>【平成25年度実績】 情報セキュリティ確保のために、クラウド型セキュリティファイアウォールを導入し随時最新のウイルスに対応できるよう監視体制を強化した。年6回のセキュリティ講習会(感染研と共同開催)を実施した。「セキュリティポリシー」及び「セキュリティ対策実施手順書」の改訂を行い最新のセキュリティの確保に努めた。</p>	B 3.37	A 3.50	A 3.60	B 3.49	